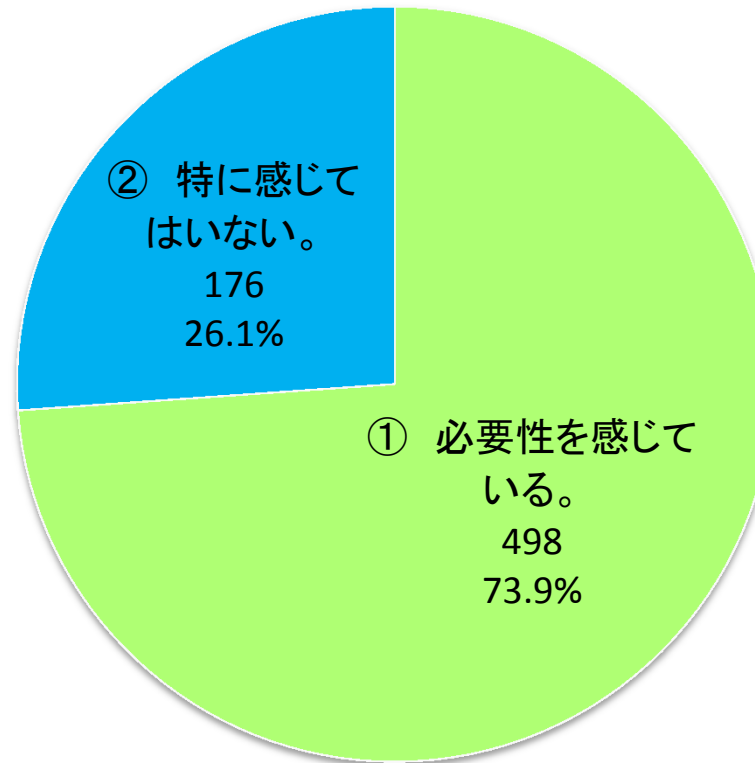


【調査対象学校(N=674)】



ICT支援員とは

学校における教員のICT活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。
(地方公共団体に配置されているICT支援員の数は平成25年度末で約2,000人)

<ICT支援員の具体的な業務>

- 機器・ソフトウェアの設定や操作、説明
- 機器等の簡単なメンテナンス
- 機器・ソフトウェアや教材等の紹介と活用の助言
- 情報モラルに関する教材や事例等の紹介と活用の助言
- デジタル教材作成等の支援

課題の発見と解決に向けた子供たちの主体的・協働的な学びを進めて行くためにはICTの活用が重要

- ➡ ICTを活用した教育を推進するためには教職員をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす
- ・ICT環境整備状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している

ICT支援員導入の事例について（東京都日野市）

概要

- 「日野市の全ての学校で、全ての教員がICTを活用した指導を実施できるようにする」ための方策として、ICT支援員（メディアコーディネータ）制度を平成18年度（2006年度）に導入
- 市教育委員会が主導してICT支援員の活動をサポート
 - 校長のリーダーシップによるICTを活用した教育の推進やICT支援員が活躍できる校内の雰囲気づくり
 - 企業や学識経験者の協力による実践的な指導・助言
 - ICT支援員同士の情報交換・勉強会等の支援 等
- ICT支援員による継続的・日常的な支援（1校当たり年間約35回の訪問・支援）

ICT支援員の支援内容の変化

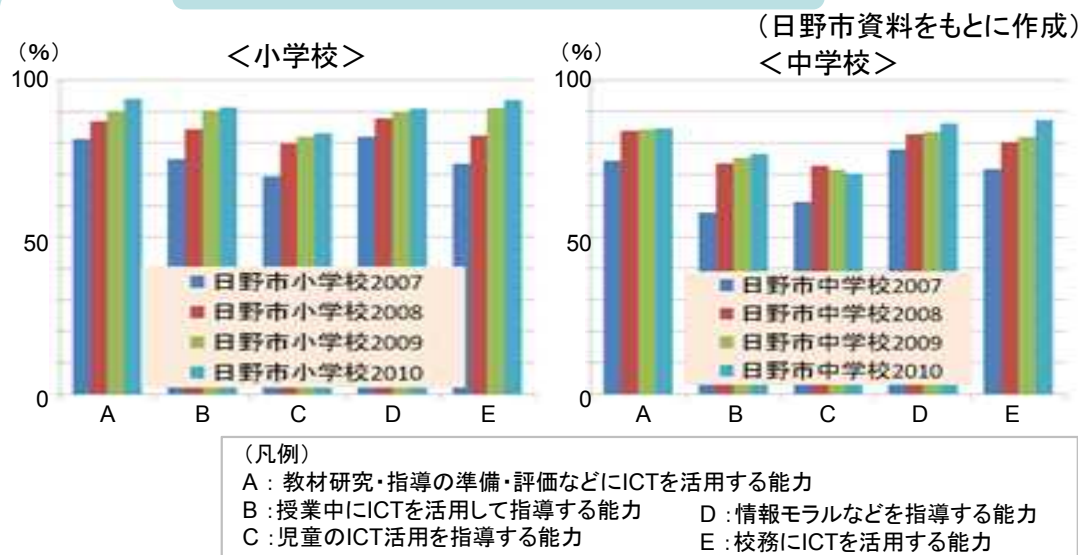
| 支援の内容 | 2006年度 | 2008年度 |
|------------|--------|--------|
| 環境整備に対する支援 | 21% | 7% |
| 授業に関する支援 | 59% | 74% |

（日野市資料をもとに作成）

環境整備に対する支援件数の割合が減少し、授業に関する支援件数の割合が増加

⇒ICT支援員に求められる業務が、機器操作やトラブル対応等の環境整備から、授業支援や教材作成など創意工夫を求められる業務に高度化

教員のICT活用指導力の推移



教員のICT活用指導力が向上

ICT支援員を導入することで教員のICT活用が進み、ICT活用指導力の向上などの好循環が生じる

ICT支援員の必要性について

出典：第9回教育用コンピュータ等に関するアンケート調査報告書（平成26年5月 一般社団法人日本教育情報化振興会）

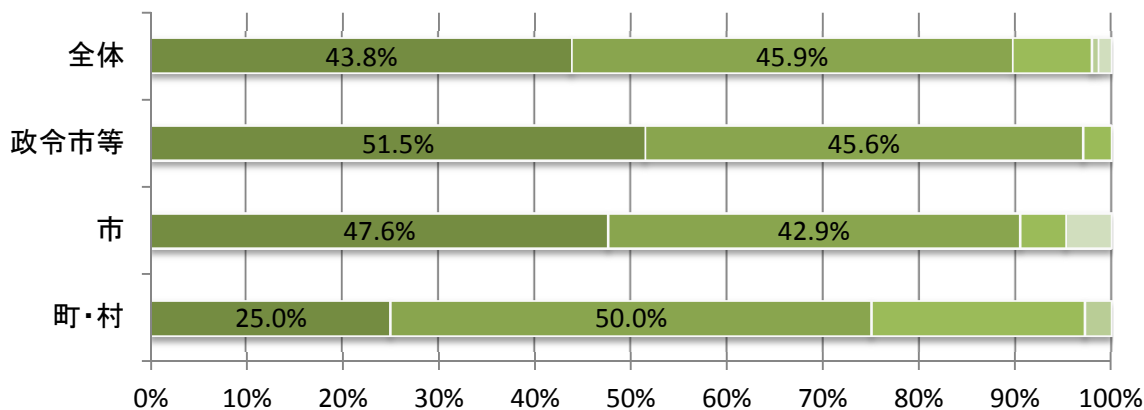
調査概要

- (1) 調査対象 教育委員会の情報教育担当及び全国公立小中学校の情報担当教諭
- (2) 調査地域 全国の市区町村の教育委員会及び全国公立小中学校
- (3) 標本調査
 - ①全国市区町村の400教育委員会（政令市全市、中核市全市、特別区全区、特例市全市、市町村無作為抽出）
 - ②全国公立小中学校4,200校無作為抽出（小学校2,800校、中学校1,400校）
- (4) 調査時期 平成25年8月～10月
- (5) 調査方法 調査協力依頼と回答（依頼文の郵送、Webサイトからアンケート票のダウンロード）から調査データ回収回答結果のメール送信（事務局で受信）

調査結果

<教育委員会向け調査>

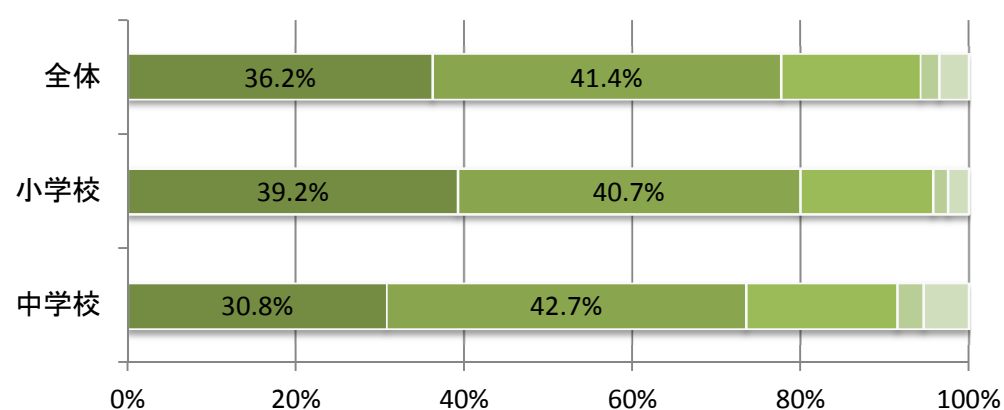
授業での活用、校務支援システムの導入などで、ICT支援員の必要性が高まっている



- ① 強くそう思う
- ② そう思う
- ③ あまりそう思わない
- ④ 全くそう思わない
- ⑤ 無回答

<学校向け調査>

学校にICT支援員を配置すべきである



- ① 強くそう思う
- ② そう思う
- ③ あまりそう思わない
- ④ 全くそう思わない
- ⑤ 無回答

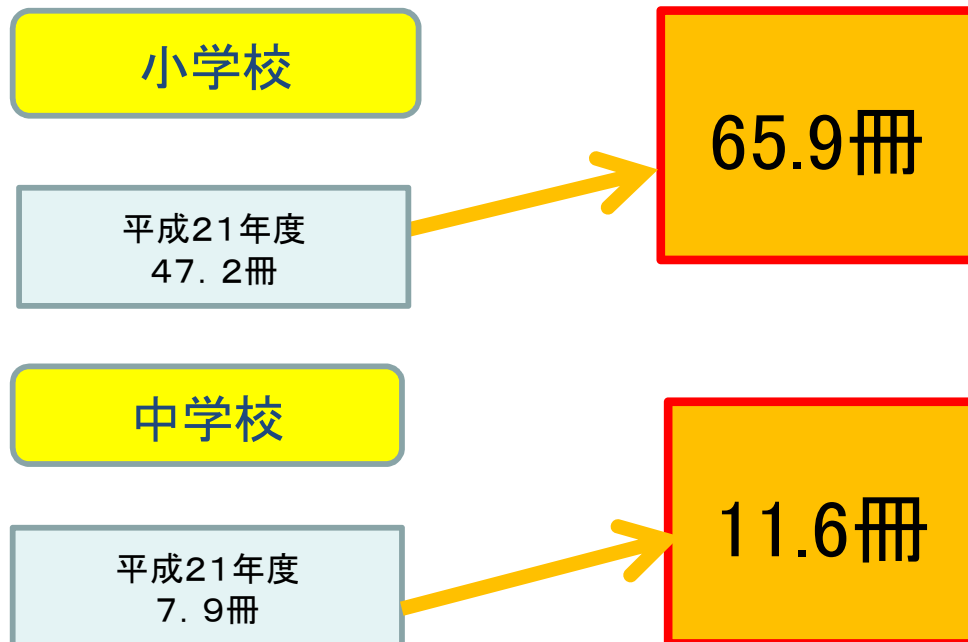
学校図書館の活動の充実について

学校図書館は、学校の教育を充実させる上で欠くことのできない基礎的な施設であり、近年では、国語や社会、美術等における調べ学習等、様々な授業での活用を通じ、「アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善」を支援していく役割が期待されている。

□読書活動の推進（荒川区）

荒川区（平成21年度から学校司書全校配置）における一人当たり貸出冊数の推移

貸出冊数（一人当たり／年）



□司書教諭と学校司書とが連携して行う学校図書館を活用した授業（横浜市白幡小学校）

教師の授業観・教材観の改善
～授業を変えた、読書単元の開発【国語】～



2年国語 「がまくん」シリーズをよんで、お気に入り
をしょうかいしよう

学習指導要領における主な記述（小学校 国語）

「読むこと」の指導事項

- ・読んだ本について、好きなところを紹介すること。

司書教諭と学校司書について

平成9年
学校図書館法改正

司書教諭
・学校図書館を活用した
教育活動の企画 等



平成26年
学校図書館法改正

学校司書
・日常の運営・管理
・教育活動の支援 等



学校図書館の運営
の改善及び向上
・開館時間の確保
・授業での活用促進
・「心の居場所」
・読書好きの増加

| | 司書教諭 | 学校司書 |
|------|---|--|
| 設置根拠 | <p>学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に必置。 《学校図書館法第5条第1項》</p> <p>※ 11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。</p> | <p>学校図書館法の規定により、学校には、司書教諭に加え、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。 《学校図書館法第6条第1項》</p> |
| 業務内容 | <p>学校図書館の専門的職務を掌る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館資料の選択・収集・提供 ○ 学校図書館を活用した教育活動の企画の実施 ○ 教育課程の編成に関する他教員への助言 | <p>※ 制度上の業務の定めなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館資料の管理、館内閲覧や館外貸出等の業務 ○ 学校図書館を活用した教科等の指導に関する支援 |
| 位置付け | <p>教諭等をもって充てる。《学校図書館法第5条第2項》</p> | <p>※ 制度上の規定なし</p> <p>○ 現に置かれている職員は、学校教育法上は、学校事務職員《学教法第37条第1項・第14項等》又は「その他必要な職員」《学教法第37条第2項等》として任用。</p> |
| 資格 | <p>司書教諭の講習(5科目10単位)を修了した者。《学校図書館法第5条第2項》</p> | <p>※ 制度上の資格の定めなし</p> <p>○ 各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書や司書教諭、教諭免許状、相当実務経験等の資格を求めるとの資格要件を定めて募集</p> |

学校司書の配置状況

学校司書の配置状況については、元来配置率が高い高等学校においては僅かながら低下する傾向にあるが、小・中学校で増加傾向にあり、基本的な行政需要として各自治体から認識されつつあると考えられる。

| | | 学校数 (A) | 学校司書配置学校数 | | 学校司書の勤務形態 | |
|------|-------|------------|-----------|-------------|-----------|--------|
| | | | (B) | 割合 (B/A) | 常勤職員数 | 非常勤職員数 |
| 小学校 | 平成20年 | 21,809 | 8,340 | 38.2% | 1,580 | 7,081 |
| | 平成26年 | 20,431 | 11,097 | 54.3% | 2,065 | 9,573 |
| 中学校 | 平成20年 | 10,684 | 4,188 | 39.2% | 1,190 | 3,325 |
| | 平成26年 | 10,370 | 5,499 | 53.0% | 1,417 | 4,482 |
| 高等学校 | 平成20年 | 5,102 | 3,625 | 71.1% | 3,371 | 599 |
| | 平成26年 | 4,966 | 3,201 | 64.5% | 2,826 | 931 |

ALTの任用・契約形態別人数

| 校種／形態 | JET プログラム | 直接任用 | 労働者 派遣契約 | 請負契約 | その他 | 合計 |
|-------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 小学校 (小学校のみ) | 2,040人 (416人) | 1,683人 (796人) | 1,033人 (601人) | 1,607人 (918人) | 3,800人 (3,623人) | 10,163人 (6,354人) |
| 中学校 (中学校のみ) | 2,345人 (664人) | 1,405人 (512人) | 1,126人 (693人) | 1,516人 (819人) | 594人 (410人) | 6,986人 (3,098人) |
| 高等学校 (中学校等と兼務) | 1,389人 (1,320人) | 178人 (165人) | 116人 (109人) | 291人 (280人) | 240人 (232人) | 2,214人 (2106人) |

※「平成26年度英語教育実施状況調査」の結果より(括弧外の数値は、小中高で重複あり)

※平成26年度より、「その他」(ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材)に日本人も含めて調査を実施。

| | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|
| 計 ※兼務を除く純人数 | 4,093人 (26.5%) | 2,373人 (15.3%) | 1,842人 (11.9%) | 2,717人 (17.6%) | 4,450人 (28.8%) | 15,475人 |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|

ALTの活用率

各学校段階における外国語の総授業時数に占めるALTとチームティーチングを行った授業時数の割合を示す。

| | 小学校5、6年生 | 中学校 | 高等学校 |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| ALTの外国語の授業における活用率 | 58.4% | 21.9% | 10.0% |

JETプログラムに係る地方財政措置について

背景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、チーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手(ALT)が教員を補助する授業コマ数も増加する予定。

<従来(平成25年度)>

◎JETプログラム

外国語教育の充実と地域レベルでの草の根の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するとともに、わが国の国際化の促進に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

<平成25年度実招致人数:4,372人>

※報酬、旅費等の必要な経費について、地方財政措置。

<課題1>JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

<課題2>教育現場でのJET-ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET-ALTの能力が最大限には発揮されていない

<改正(平成26年度)>

【JETプログラムに係る標準的な経費について、引き続き、地方財政措置】 (平成26年度地方財政措置額:300億円程度)

都道府県(標準団体規模170万人)における標準的な経費として24,690万円を地方交付税措置

市町村(標準団体規模10万人)における標準的な経費として118万円を地方交付税措置した上で、市町村のJET青年実人員数 × 472万円を加算

【JETプログラムコーディネーターの配置(新規)】

(平成26年度地方財政措置額:10億円程度)(上記300億円の内数)

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に必要な経費について、地方交付税措置

JETプログラムコーディネーターについての考え方

・1週あたり20時間(※)の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置(全国計450名程度)。(※JET-ALT来日時に生活支援業務が繁忙になる等、年間を通じてばらつきあり。)

<都道府県(標準団体規模170万人)におけるJETコーディネーター人員を8人と想定し、標準的な経費として1,747万円を地方交付税措置>

・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。

(参考)コーディネーターの業務内容(例)

・JET-ALTが日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談 ・緊急事態(病気、事故等)への対応支援 ・JET-ALTと教委担当者や学校との連絡調整の支援

・平成26年度は、都道府県(出先機関等を含む)に配置されたコーディネーターが、都道府県内のJET青年(都道府県招致+市町村招致)を担当することを想定。

多彩な人材の参画による学校の教育力向上

～補習等のための指導員等派遣事業～

《平成28年度概算要求額:49億円 対前年度8億円増》

多彩な人材（退職教職員、教員志望の大学生など）がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

《事業の概要》

- 概算要求:10,000人⇒12,000人(義務教育諸学校分:10,800人、高等学校分:1,200人)
- 都道府県・政令市が実施する下記のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置事業に要する経費の1/3以内を補助

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
⇒理解が十分でない児童生徒への放課後などを使った補習授業
⇒習熟度別少人数指導、チームティーチングなど、理解度に差のつきやすい授業に加わり、サポート
- 小学校における英語指導への対応
⇒専門性が高い非常勤講師や英語が堪能な人材が授業を支援
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組
⇒日本語を上手に話せない児童生徒への指導、国語等の教科を理解できるようサポート 等



学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
⇒不登校の児童生徒宅への家庭訪問
⇒保健室登校の児童生徒に対する補習授業や教育相談
- いじめへの対応
⇒いじめに悩む児童生徒の相談対応 等



教員とサポートスタッフの
連携により、学校教育活動
が一層充実！

チーム学校

サポートスタッフがいてくれることで、一人一人に合ったきめ細かい支援ができるね



進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
⇒地元企業でのインターンシップ実施のための連絡調整
- 就職支援
⇒地元の企業との連携や、新規の就職先の開拓 等



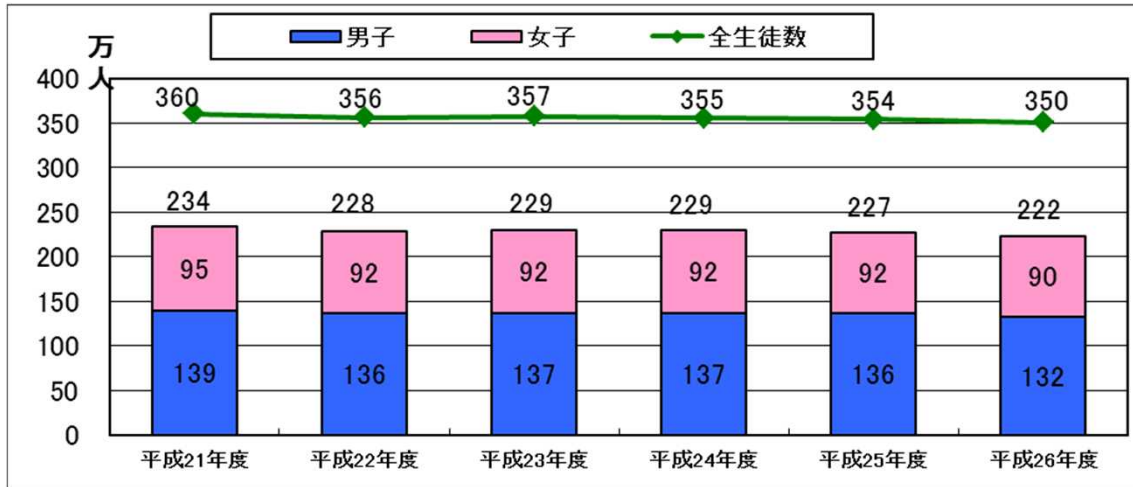
その他 (教員の指導力向上、教員業務支援等)

- 教材の開発・作成など教員の授業準備をサポート
- 校長経験者による新人教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援
- 中学校における部活動指導支援

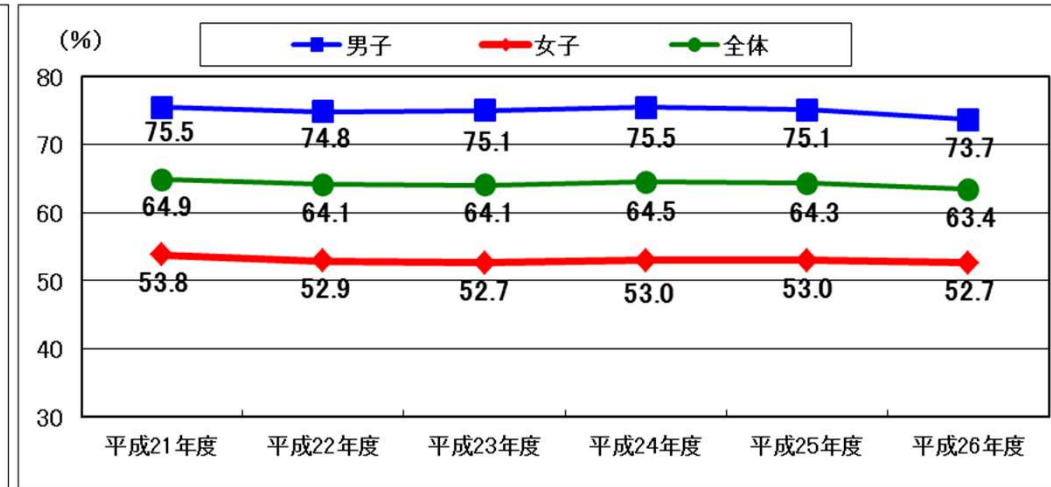


運動部活動の状況(参加生徒数・参加率の推移)

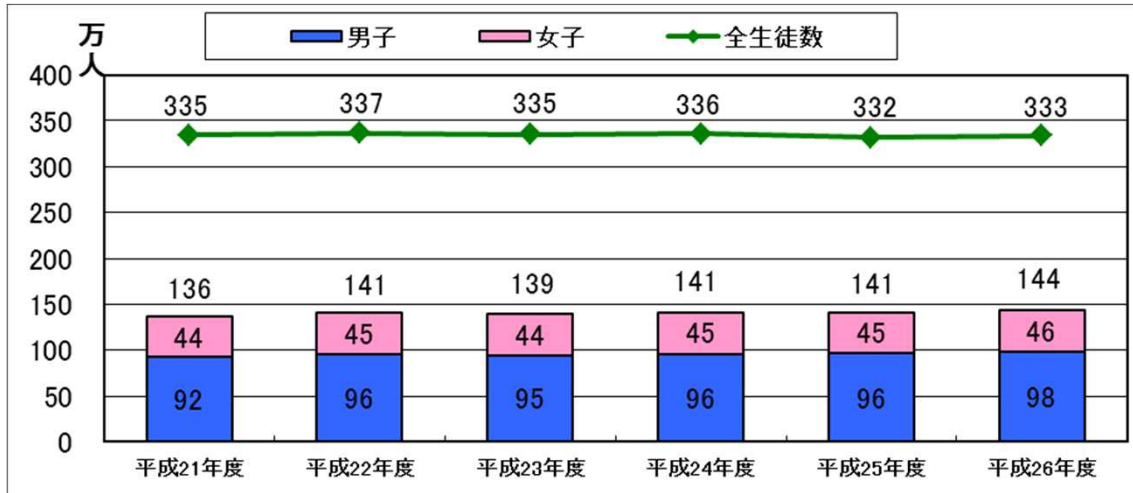
○中学校における運動部活動参加生徒数



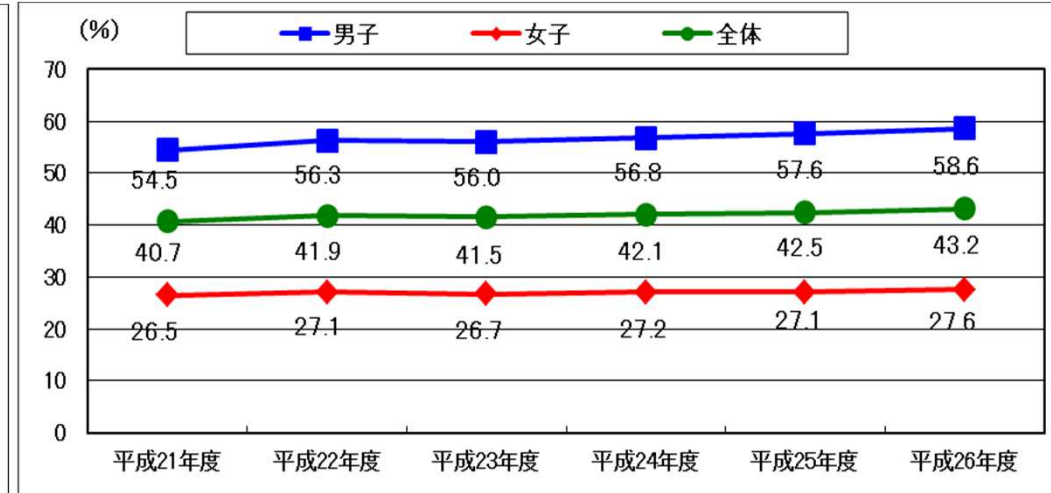
○中学校における運動部活動の参加率



○高等学校における運動部活動参加生徒数



○高等学校における運動部活動の参加率

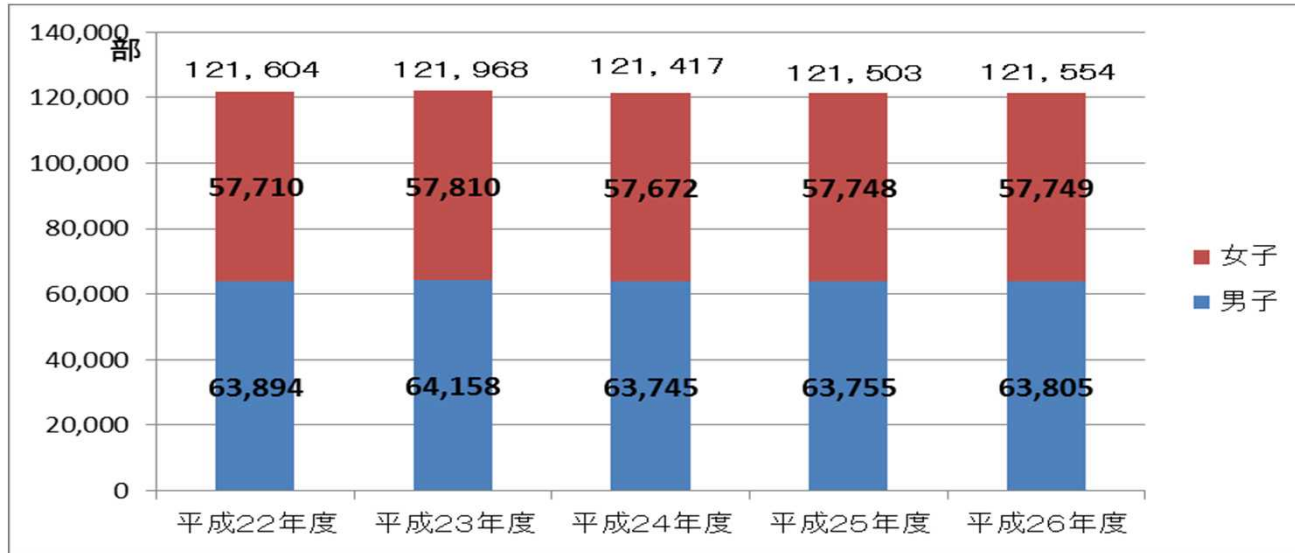


中学校:(公財)日本中体連調べ(全国中学校体育大会種目のみを合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(インターハイ種目及び硬式野球・軟式野球を合計)

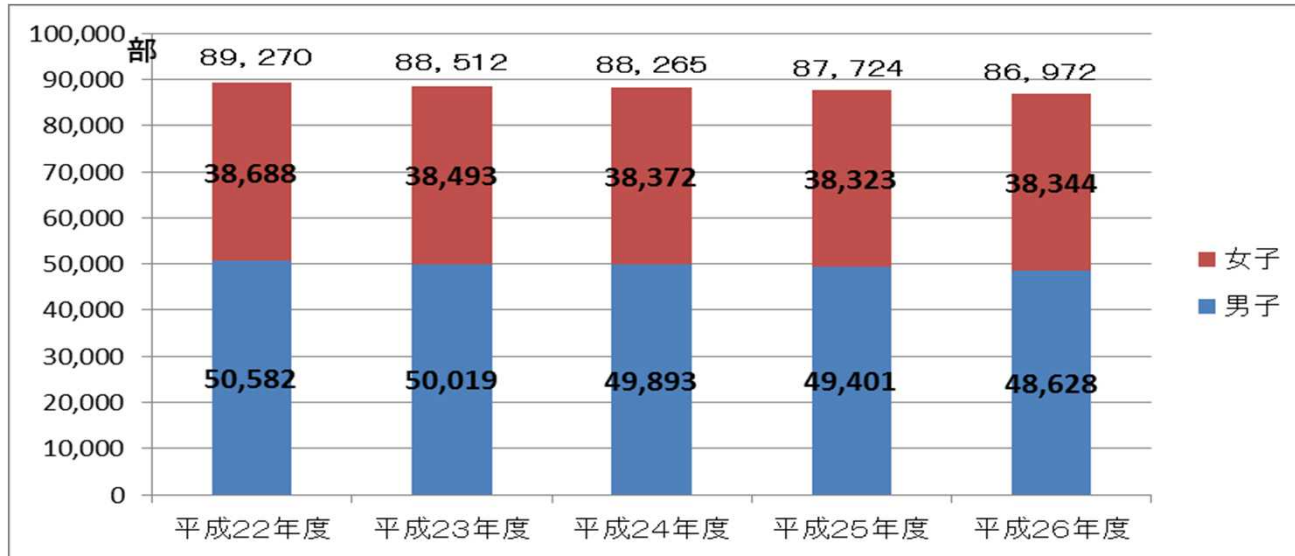
運動部活動の状況(運動部数の推移)

○中学校における運動部数



| 中学校・学校数 | |
|---------|--------|
| 平成22年度 | 10,815 |
| 平成23年度 | 10,751 |
| 平成24年度 | 10,699 |
| 平成25年度 | 10,628 |
| 平成26年度 | 10,557 |

○高等学校における運動部数



| 高等学校・学校数 | |
|----------|-------|
| 平成22年度 | 5,116 |
| 平成23年度 | 5,060 |
| 平成24年度 | 5,022 |
| 平成25年度 | 4,981 |
| 平成26年度 | 4,963 |

※学校数は、学校基本統計調べ(文部科学省HPより)

中学校:(公財)日本中体連調べ(加盟競技及び参考競技を合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(加盟種目及び専門部以外種目、硬式野球・軟式野球を合計)

中学校・高等学校における主な競技別運動部数の推移

中学校における主な競技別運動部数の推移

(単位:部)

| | 競技名 | 平成14年 | 平成20年 | 平成26年 | (26年－14年) | | (26年－20年) | |
|----|----------|-------|-------|-------|-----------|---------|-----------|---------|
| | | | | | 増△減数 | 増△減率(%) | 増△減数 | 増△減率(%) |
| | | | | | 男子 | 軟式野球 | 8,945 | 8,978 |
| | バスケットボール | 7,508 | 7,255 | 7,210 | △ 298 | △ 4.0 | △ 45 | △ 0.6 |
| | 卓球 | 7,395 | 7,052 | 6,816 | △ 579 | △ 7.8 | △ 236 | △ 3.3 |
| | サッカー | 6,984 | 6,980 | 7,003 | 19 | 0.3 | 23 | 0.3 |
| | 陸上競技 | 6,627 | 6,301 | 6,509 | △ 118 | △ 1.8 | 208 | 3.3 |
| 女子 | バレーボール | 9,041 | 8,770 | 9,865 | 824 | 9.1 | 1,095 | 12.5 |
| | バスケットボール | 7,486 | 7,495 | 7,419 | △ 67 | △ 0.9 | △ 76 | △ 1.0 |
| | ソフトテニス | 7,609 | 7,336 | 7,089 | △ 520 | △ 6.8 | △ 247 | △ 3.4 |
| | 陸上競技 | 6,497 | 6,176 | 6,210 | △ 287 | △ 4.4 | 34 | 0.6 |
| | 卓球 | 6,458 | 5,916 | 5,900 | △ 558 | △ 8.6 | △ 16 | △ 0.3 |

出典:公益財団法人日本中学校体育連盟調べ

高等学校における主な競技別運動部数の推移

(単位:部)

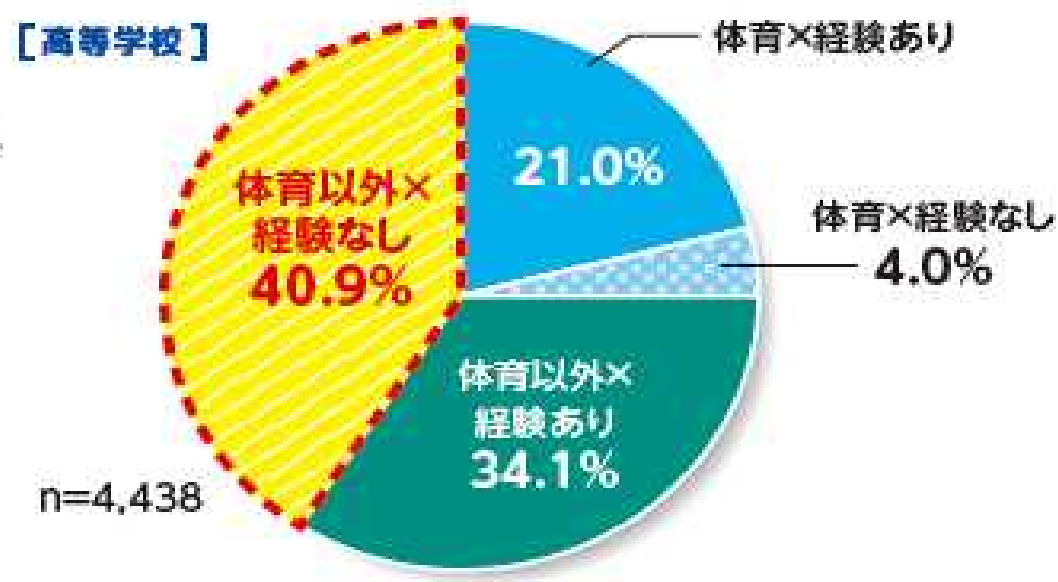
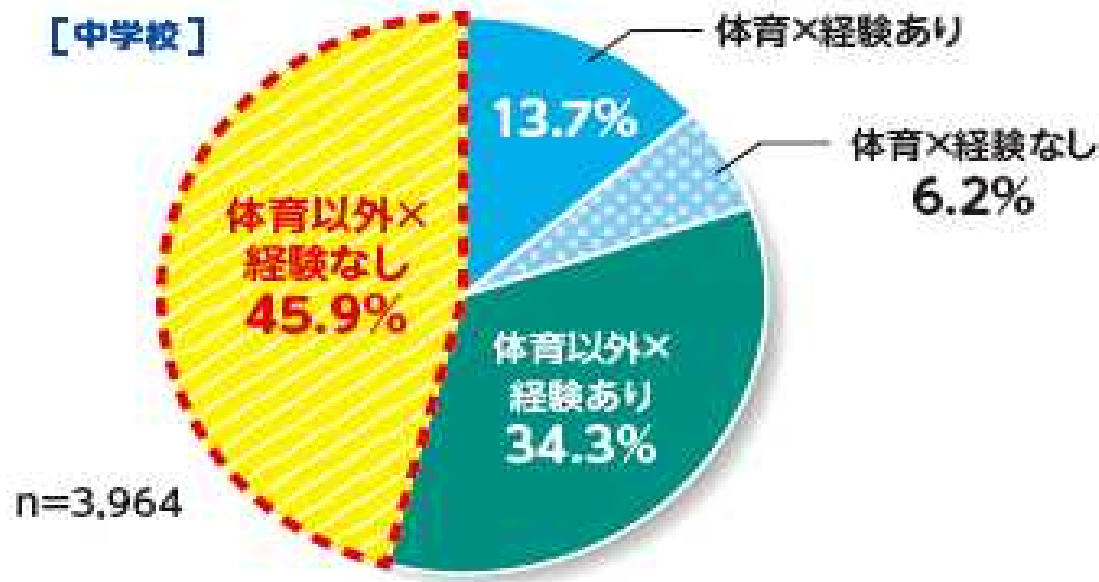
| | 競技名 | 平成14年 | 平成20年 | 平成26年 | (26年－14年) | | (26年－20年) | |
|----|----------|-------|-------|-------|-----------|---------|-----------|---------|
| | | | | | 増△減数 | 増△減率(%) | 増△減数 | 増△減率(%) |
| | | | | | 男子 | 硬式野球 | 4,218 | 4,163 |
| | バスケットボール | 4,369 | 4,238 | 4,023 | △ 346 | △ 7.9 | △ 215 | △ 5.1 |
| | サッカー | 4,250 | 4,082 | 3,905 | △ 345 | △ 8.1 | △ 177 | △ 4.3 |
| | 陸上競技 | 4,319 | 4,058 | 3,979 | △ 340 | △ 7.9 | △ 79 | △ 1.9 |
| | 卓球 | 3,802 | 3,844 | 3,590 | △ 212 | △ 5.6 | △ 254 | △ 6.6 |
| 女子 | バレーボール | 4,310 | 4,096 | 3,831 | △ 479 | △ 11.1 | △ 265 | △ 6.5 |
| | バスケットボール | 3,960 | 3,875 | 3,755 | △ 205 | △ 5.2 | △ 120 | △ 3.1 |
| | 陸上競技 | 3,974 | 3,733 | 3,718 | △ 256 | △ 6.4 | △ 15 | △ 0.4 |
| | バドミントン | 3,398 | 3,428 | 3,293 | △ 105 | △ 3.1 | △ 135 | △ 3.9 |
| | 剣道 | 3,257 | 2,968 | 2,820 | △ 437 | △ 13.4 | △ 148 | △ 5.0 |

出典:公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟調べ

運動部活動指導者の実情

担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

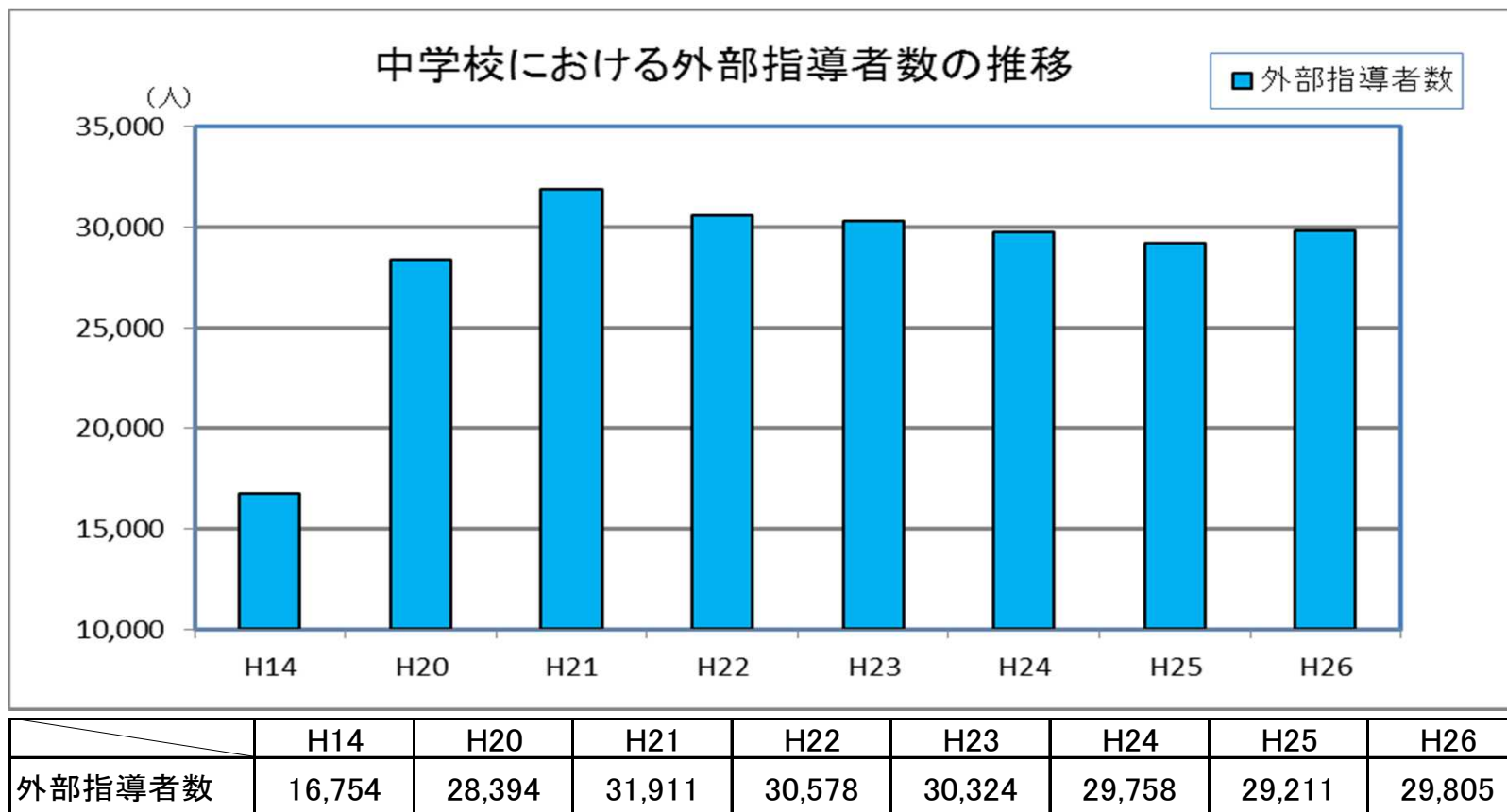
- **体育×経験あり**:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育×経験なし**:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- **体育以外×経験あり**:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- **体育以外×経験なし**:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



(公財)日本体育協会調べ
学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)

外部指導者について

中学校の運動部活動における外部指導者の数は、平成14年度の16,754人から、平成26年度は約1.8倍の29,805人に増加している(13,051人の増)。



中学校における外部指導者数((公財)日本中体連調べ)

運動部活動指導の工夫・改善支援事業

(前年度予算額 : 301,630千円)
27年度予算額 : 301,630千円

現状

- 学習指導要領において、部活動を学校教育の一環として明確に位置づけ
- 平成24年12月の桜宮高校での体罰事案を発端として、運動部活動での体罰等が社会問題化
- 教員数減、高齢化により、練習や引率の負担増、加えて組織的な指導体制の整備、適切な指導内容・方法の定着、体系的な資質向上の取組が不十分
- 指導の高度化、専門化が求められる一方顧問の約半数は担当する運動部活動の競技経験なし
- 全国体力・運動能力等調査によると、一週間の運動時間の分布は二極化しており、特に、中学校女子のおよそ5分の1がほとんど運動していない

目指す方向

指導体制の工夫改善

生徒の自発的取組につながる
指導内容・方法の研究・定着

体罰根絶と指導内容・方法の改善に
つながる資質向上の場の整備

事業の概要

スポーツ医・科学等を活用した高度な 運動部活動指導体制の構築

運動部活動等推進委員会

- ・スポーツ医・科学で先見的な知見を有する指導者等の確保及び整備
- ・取組の推進や事例研究等

報告 ↑ ↓ 方向性の示唆

具体的活動

- ・退職教員等、教職経験者の活用
- ・スポーツ医・科学で専門的な知見を有する者の活用
- ・オリ・パラ出場経験者等、模範となる者の活用

都道府県・指定都市教育委員会(27箇所)

女子生徒の参加しやすい運動部活動づくり等の 多様な運動部活動づくりに向けた 指導内容・方法の工夫改善

地域実践研究協議会

- ・関係団体等との連携協力体制の構築
- ・取組の推進や事例研究等

報告 ↑ ↓ 方向性の示唆

具体的活動

- ・女子の参加しやすい運動部活動づくりの実施
- ・選択の幅を広げるため中体連大会、インターハイ種目以外の運動部活動等の実施
- ・複数種目等、多様な形態の運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善

都道府県・市区町村教育委員会(18箇所)

運動部活動顧問の資質向上

- ・運動部活動における体罰根絶にむけた取組の徹底と科学的指導方法等の習得による指導者養成を各競技毎に実施
- ・運動部活動の場における指導内容・方法の改善につながる資質向上のため、習熟度別研修等を実施

都道府県・指定都市教育委員会(67箇所)、民間団体(2団体)

運動部活動指導者サミットの開催

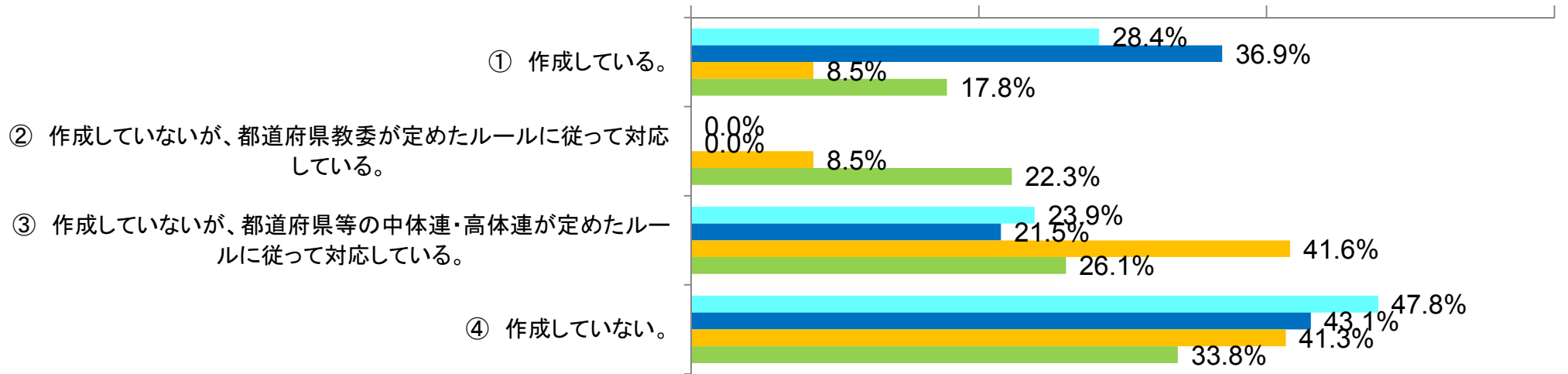
- ・各委託事業の好事例の共有
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」の具現化等により、体罰根絶にむけた指導の在り方の紹介
- ・体系的な資質向上のための研究協議等の場の整備

運動部活動における体罰を根絶するとともに
適切な内容・方法による運動部活動を推進

部活動指導者・顧問についての統一的なルール作成の有無

統一的なルール作成の有無

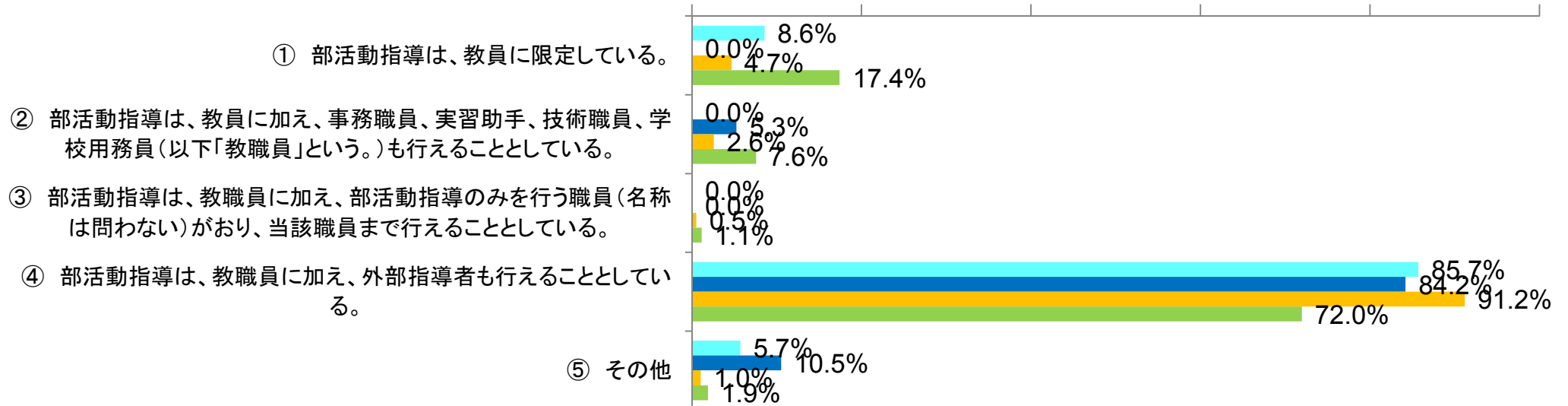
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



文部科学省調べ(H27. 5)

統一的なルールの内容

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=35) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=38) ■ 調査対象市区町村(N=193) ■ 調査対象学校(N=264)

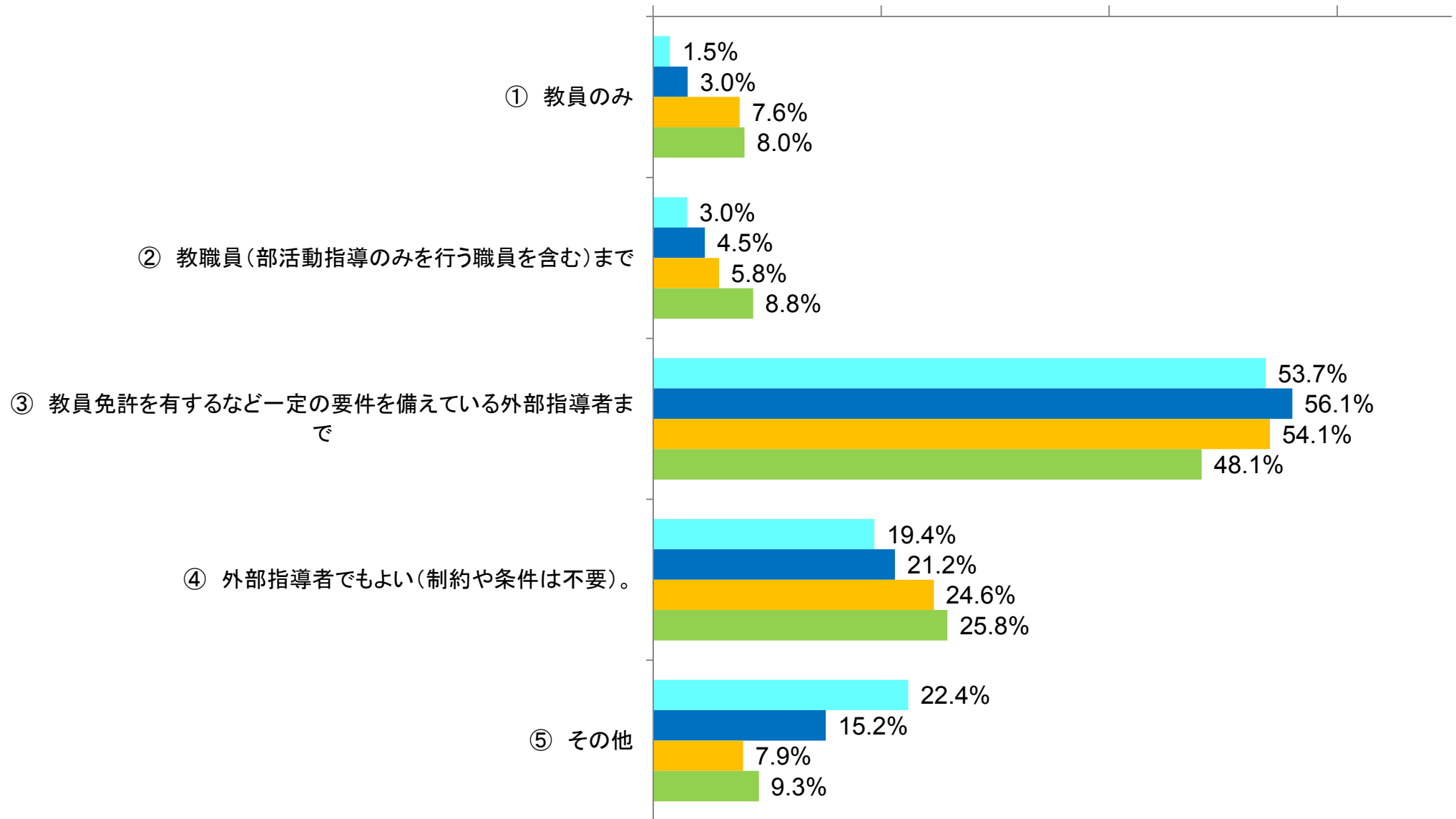


文部科学省調べ(H27. 5)

部活動指導者等の在り方①

部活動指導の望ましい範囲

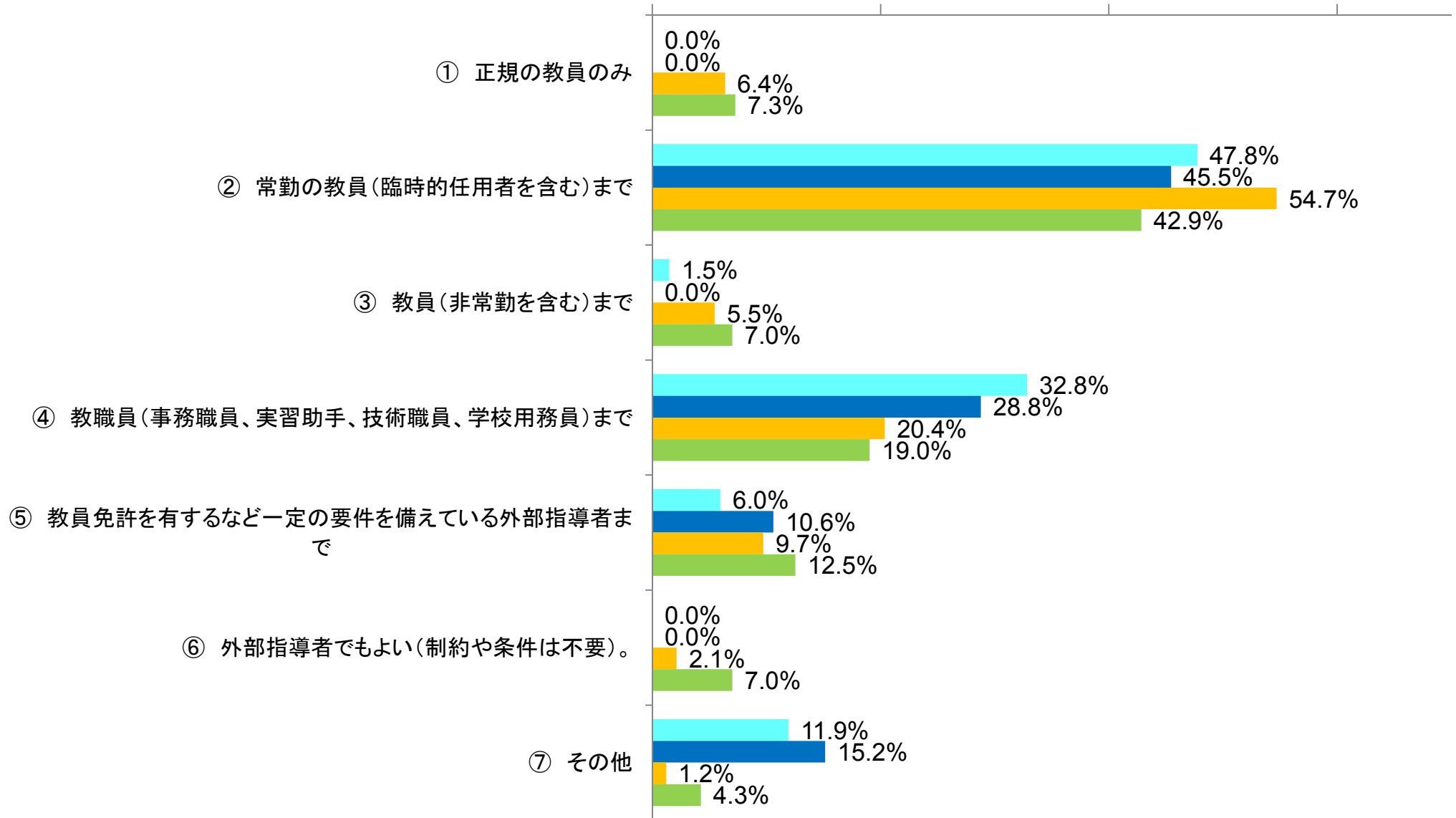
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



部活動指導者等の在り方②

顧問の望ましい範囲

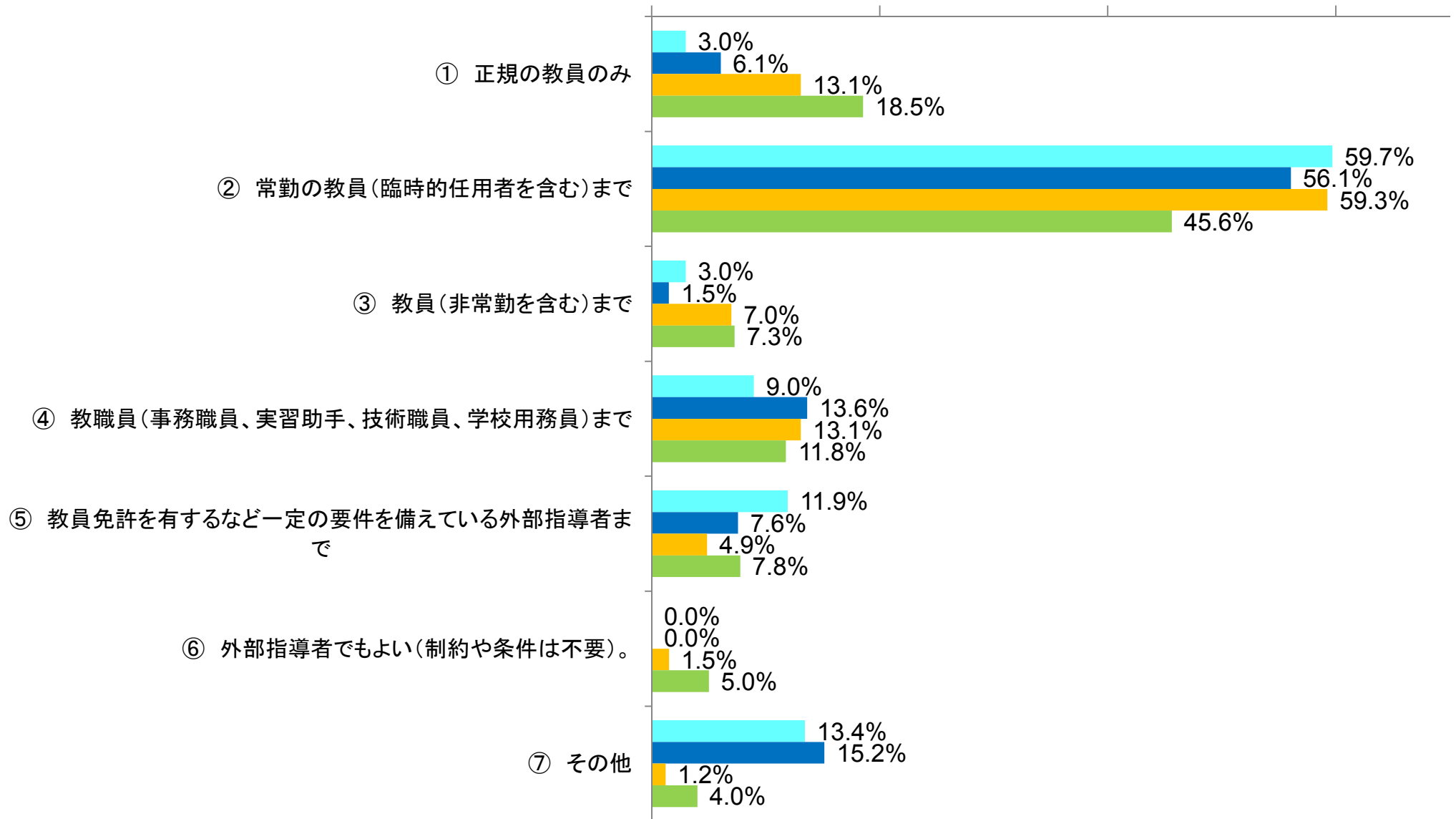
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



部活動指導者等の在り方③

単独での引率を認める範囲

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業 (名古屋市の例)

(1) 事業の目的

○ 部活動外部指導者派遣事業

部活動の一層の充実を図るため、部活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導を行う。

○ 部活動顧問派遣事業

名古屋市立中学校に部活動顧問を派遣することにより、部活動の充実を、活性化を図る。

(2) 派遣事業の経緯

外部指導者派遣事業(S61～)

①事業開始(S61～、中学校の柔道・剣道)

教員顧問の技術的補助

(学級数の減少→形式だけの教員顧問→指導の専門性に問題)

②中学校・高等学校の全部活動に拡大(H2～)

③小学校に拡大(H5～)

顧問派遣事業(中学校・H16～)

①外部顧問のみによる単独指導ができる制度として開始

②小学校に拡大(H26～)

部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業 (名古屋市の例)

(3) 身分取り扱いと役割

| | 外部指導者 | 外部顧問 |
|-------|-----------------------------|--------------------------------|
| 身分取扱 | 学校協力者 | 非常勤特別職（市教委委嘱） |
| 謝金・報酬 | 謝金 小：2,700円/回 中：3,600円/回 | 報酬 中：48,000円/月 小：36,000円/月 |
| 位置付け | 教員の指導補助【単独指導不可】 | 教員に替わって指導【単独指導可】 |
| 役割 | 教員の指導方針に沿った専門的な技術指導の補助 | 学校の指導方針に沿った部活動指導全般、大会の引率・指導・監督 |

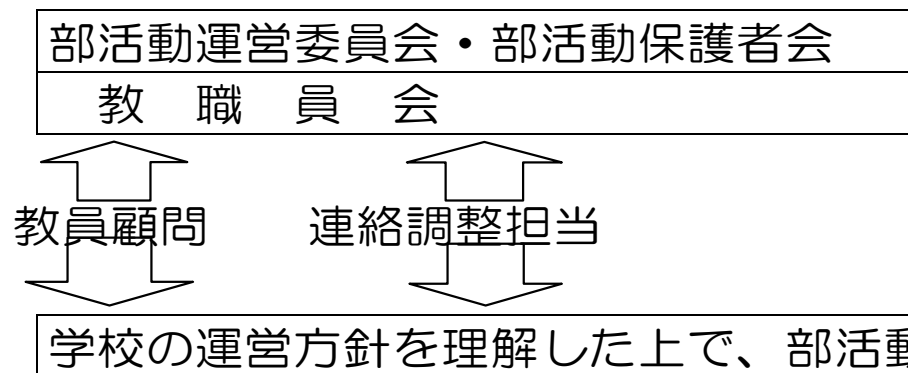
(4) 指導の内容

- ①技術指導 ②下校時刻・方法 ③活動場所 ④部室・更衣室の使い方
⑤服装 ⑥持ち物 ⑦安全な活動 ⑧予定等の連絡

※ 怪我の情報は、家庭と学校が共有する。【特に頭部外傷（脳しんとう等）】

※ 熱中症等についても十分配慮する（活動時間帯）

(5) 連携



出典：平成27年3月27日 チーム学校作業部会
名古屋市教育委員会 スポーツ振興課
岩田指導主事 提出資料

医療的ケアを行う看護師等について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置。多くは非常勤職員として配置。

1. 職務の内容

- 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言
- 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡 等

※ たんの吸引 … 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

経管栄養 … 摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1/3を補助。
(補助上限額は一人当たり70万円)

3. 配置状況

- 公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,794人、配置されている看護師等1,450人。
- 公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒976人、配置されている看護師等379人。
- 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

医療的ケアを行う看護師等の配置状況

< 公立特別支援学校 >

| | 医療的ケア対象幼児児童生徒 | | 看護師数（人） |
|--------|---------------|------------|---------|
| | 在籍校数（校） | 幼児児童生徒数（人） | |
| 平成23年度 | 615 | 7,531 | 1,291 |
| 平成24年度 | 615 | 7,842 | 1,354 |
| 平成25年度 | 622 | 7,774 | 1,450 |

< 公立小・中学校 >

| | 医療的ケア対象児童生徒 | | 看護師数（人） |
|--------|-------------|----------|---------|
| | 在籍校数（校） | 児童生徒数（人） | |
| 平成25年度 | 548 | 813 | 352 |
| 平成26年度 | 524 | 976 | 379 |

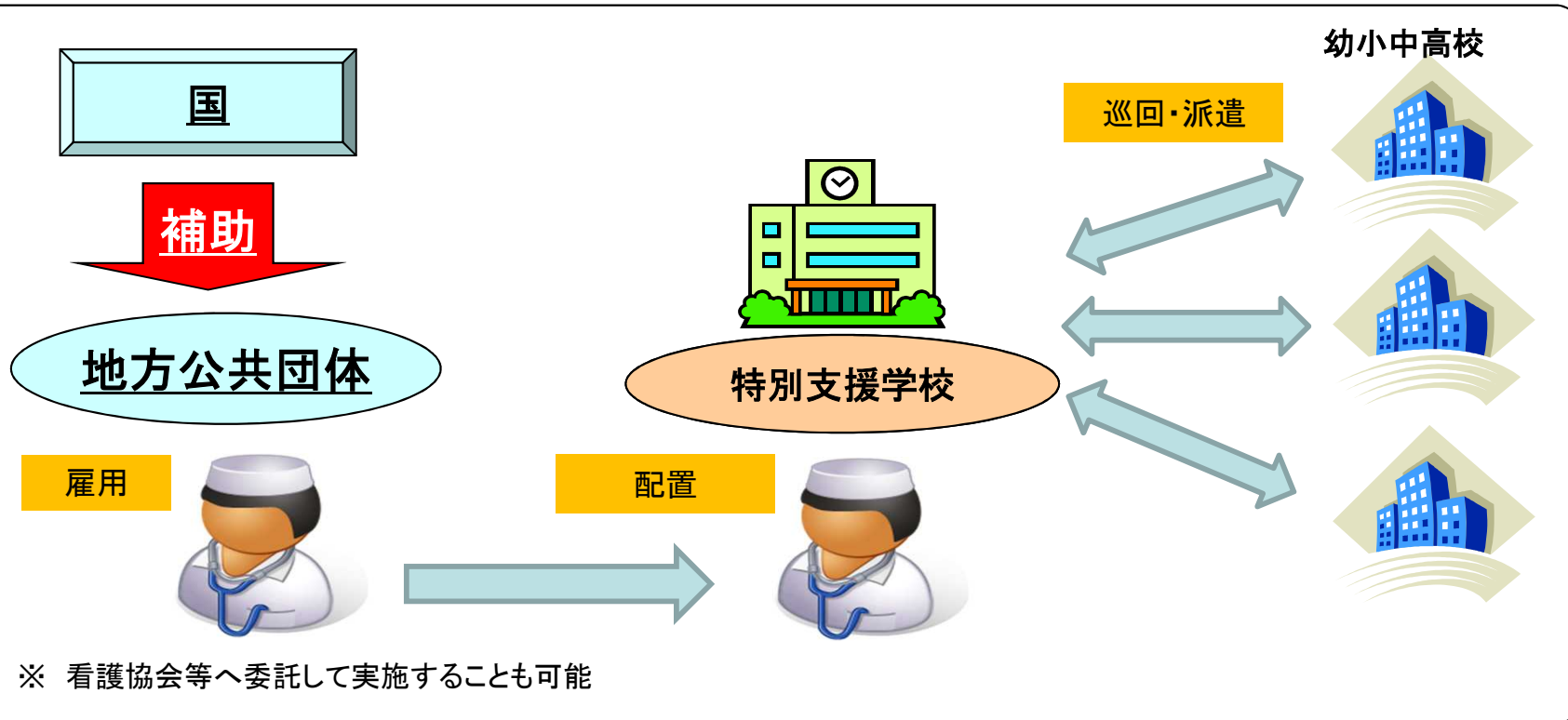
※ 配置状況はいずれも平成26年5月1日現在。 特別支援学校等の医療的ケアに関する調査

特別支援教育専門家(看護師等)配置事業

【目的】 近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算 235,050 千円



特別支援学校を設置する都道府県及び市区町村

補助

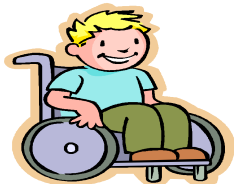
文部科学省

補助金概要

補助率: 1/3
(補助上限額:
1人当たり210万円)

補助対象経費: 看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費 等

配置人数: 329人



想定される業務例

- ・医療的ケアの実施
- ・教員への指導・助言
- ・研修の講師 等

看護師配置の効果



○看護師

- 共に学校生活を送ることを通して信頼関係を築くことができ、それを基礎に医療的ケアの自立に向けた支援ができる。
- 医療的ケアの自立に必要な事をすぐに担任に相談でき、指導に反映させてもらえる（体の動きや時間の管理、清潔の意識等）。
- 看護師が学校生活を知ることで、対象児の生活スタイルに合わせた医療的ケアの仕方を提案することができる。
- 他の児童生徒に医療的ケアの大切さ等を伝えることができる。

○学級担任

- 看護師が健康観察をしてくれるため、安心して児童生徒を学習活動に参加させることができる。
- 児童生徒が自分で医療的ケアをするようになった後、担任や養護教諭がどのようにかかわればよいかなどについて、日々の学校生活を通して教えてもらえる。
- 医療的ケアの自立に向けて、日常の学習活動で指導できることは何かを、看護師と一緒に考えられる。
- 児童生徒の成長と一緒に喜べる。

○管理職

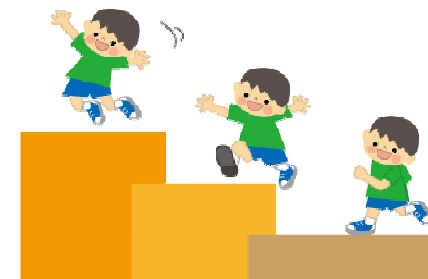
- 担任が精神的なゆとりを感じることで、学級全体の学習指導、生活指導に集中することができ、他の児童生徒にとってもよい環境がとれている。
- 学校に務める医療の専門家として、医療と教育の橋渡しやすり合わせをする役割を果たしている。
- 保護者が安心して子どもを学校に送り出すことができている。
- 本人や担任、養護教諭のよき相談相手になっている。

○児童生徒とその保護者

- 学校での医療的ケアを看護師が行うことで、家庭生活と学校生活を分けることができる。子どもが「子どもの社会」を十分に楽しめる。
- 保護者以外の人から医療的ケアを受けることを経験する機会となる。
- 子どもの成長について、専門家の視点で意見をもらえる。
- 保護者自身、自分の時間がとれる。仕事を持つこともできる。



- 看護師さんは、導尿が必要な理由や体の不思議を教えてくれる。
- 医療的ケアでできるようになったことを先生たちに伝えてくれるからみんなに「すごいね」って言われる。またチャレンジしようと思う。
- 医療的ケアが大切なことだと友達にも伝えてくれているから安心。



出典 : 平成27年3月20日 チーム学校作業部会

仙台市教育委員会学校教育部特別支援教育課 赤間課長 提出資料

特別支援教育支援員について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置。多くは非常勤職員として配置。
- 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

1. 職務の内容

○ 日常生活上の介助

例) 食事・排泄の介助、教室の移動補助

○ 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援

例) ・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）

に応じた読み上げ、代筆

・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認

※ LD：学習障害、ADHD：注意欠陥多動性障害

○ 幼児児童生徒の健康・安全確保

例) 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止

○ 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進 等

2. 処遇

○ 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。

○ 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。
平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

3. 配置状況

○ 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。
(平成26年5月1日現在)

特別支援教育支援員の配置状況

| | 幼稚園 | | 小・中学校 | | 高等学校 | | 計 | | 地財措置額 |
|------|-------|-------|--------|--------|------|------|--------|--------|--------|
| | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | 地財措置 | 活用人数 | |
| 18年度 | — | 3,299 | — | 18,200 | — | 226 | — | 21,725 | — |
| 19年度 | — | 3,513 | 21,000 | 22,486 | — | 278 | 21,000 | 26,277 | 約250億円 |
| 20年度 | — | 3,437 | 30,000 | 26,092 | — | 224 | 30,000 | 29,753 | 約360億円 |
| 21年度 | 3,800 | 3,779 | 30,000 | 31,173 | — | 219 | 33,800 | 35,171 | 約387億円 |
| 22年度 | 3,800 | 4,252 | 34,000 | 34,132 | — | 341 | 37,800 | 38,725 | 約435億円 |
| 23年度 | 4,300 | 4,460 | 34,000 | 36,524 | 500 | 367 | 38,800 | 41,351 | 約443億円 |
| 24年度 | 4,500 | 4,807 | 36,500 | 39,371 | 500 | 443 | 41,500 | 44,621 | 約476億円 |
| 25年度 | 4,800 | 5,217 | 39,400 | 41,157 | 500 | 483 | 44,700 | 46,857 | 約514億円 |
| 26年度 | 5,300 | 5,638 | 40,500 | 43,586 | 500 | 482 | 46,300 | 49,706 | 約530億円 |

(人)

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

- 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



| 学校種 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 幼稚園【拡充】 | 5,600人 | 5,300人 |
| 小・中学校【拡充】 | 43,600人 | 40,500人 |
| 高等学校 | 500人 | 500人 |
| 合計 | 49,700人 (事業費:約569億円) | 46,300人 (事業費:約530億円) |

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等の外部専門家

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、特別支援学校における専門性の向上を目的として配置。
- 地域内の小・中学校等にこれらの専門家を派遣し、地域のセンター的機能の役割を果たしている。

1. 職務の内容

- 言語聴覚士 (ST : Speech-Language-Hearing Therapist)
 - ・ 言語の発声・発音の評価、摂食機能の評価・改善
 - ・ 人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価・改善
- 作業療法士 (OT : Occupational Therapist)
 - ・ 着替え、排泄、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価
 - ・ 日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価
 - ・ 日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の制作等
- 理学療法士 (PT : Physical Therapist)
 - ・ 呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価
 - ・ 学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導
 - ・ 障害の状態に応じた椅子や机など備品の評価・改善等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、特別支援学校の専門性の向上及び地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させるためのモデル事業を実施し、必要な経費について支援。

3. 配置状況

- モデル事業において、公立特別支援学校に1,380人の専門家を配置。(平成26年度)
- 特別支援学校以外の学校への配置はモデル事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された専門家が地域の学校を巡回することも可能としている。

就職支援コーディネーター

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、高等学校及び特別支援学校高等部において、進路指導主事等と連携し、一人一人の障害に応じた就労支援の充実を目的として配置。
- 就職支援コーディネーターが共通して有すべき資格はなく、一人一人の障害の特性等に応じた就労を促進するための知識・技能を有する人材を採用。
(例：高等学校等での就職指導経験者、特別支援学校教員経験者、民間企業での雇用管理経験者、公共職業安定所経験者等)

1. 職務の内容

- ハローワーク、企業等の外部機関との連携
例) ・ 就労先・就業体験先の開拓
・ 障害者の就労に関する啓発活動 等
- 障害のある生徒に対する直接的な支援
例) ・ 就職相談、面接指導
・ 就業体験時の巡回指導
・ 卒業後のアフターフォロー 等
- 教職員、保護者への支援
例) ・ 保護者との懇談
・ 就労に関する教職員への研修 等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成26年度より、就職支援コーディネーターの配置等を促進する委託事業を実施し、必要な経費について支援。

3. 配置状況

- 平成26年度より、委託事業により全国40地域をモデル地域として指定し、配置を促進している。

学校と地域の連携

地域との連携を担う教職員について

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、
社会総掛かりでの教育の実現が不可欠

- 多くの地域の人々が学校に関わるようになれば、より豊かな子どもの学びが生まれる。
- 子どもの成長とともに大人達の成長を促し、地域の絆を強めていくことは、「地域が良くなれば学校が良くなる」という好循環を生み出す。



学校における地域連携推進の業務及びその担当を明確化することにより、地域の力を生かした学校教育の充実を図るとともに、学校全体の負担を軽減し、マネジメント力の向上を図ることが重要。

地域との連携を担う教職員の役割の例

- 校内・学校間(校区内)・教育委員会との連絡・調整
- 校内教職員等の支援ニーズの把握・調整
- 学校支援活動の運営・企画・総括
- 地域との連携に係る研修の企画・実施、先進校の視察 など

この他、従来、各教員がそれぞれ携わっていた以下の業務を担うことにより、地域との連携に係る学校全体の負担軽減が図られることが期待される。

- ・地域住民、保護者、関係機関等との総合窓口
- ・地域住民等が参加する授業等の調整等(キャリア教育等の総合的な学習そのもののサポート等)
- ・地域住民・保護者アンケートの作成・集計 など

地域との連携を担う教職員の位置づけに関する答申等(抜粋)

今後の地方教育行政の在り方について(答申)(平成25年12月13日中央教育審議会)

3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

(2) 地域とともにある学校づくりの推進方策

① 国の取組について

教職員等の体制を充実すべきとの意見もあり、地域との連携・協働の担当の配置を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。(略)

コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて(報告)

(平成27年3月コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

IV コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

(2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

○ 継続的な取組や多くの地域の人々の参画を促していくためには、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していく必要があり、学校組織の中で学校と地域の人々をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。(略)

【推進のための具体的方策】

<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>

◇ 全ての学校において、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、地域との連携・協働の中核となる教職員の配置を促したり、地域人材を地域連携推進員として校内に配置するなど、地域とともにある学校としての組織的・継続的な体制強化を促すこととし、そのために必要な制度面の検討も行う。その際、社会教育主事有資格者の活用も促す。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(審議のまとめ)

(平成27年10月中央教育審議会初等中等教育分科会地域とともにある学校の在り方に関する作業部会等)

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について

1. コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策

(2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

◆ 国は、地域とともにある学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化を図るため、以下の取組を一層推進する。

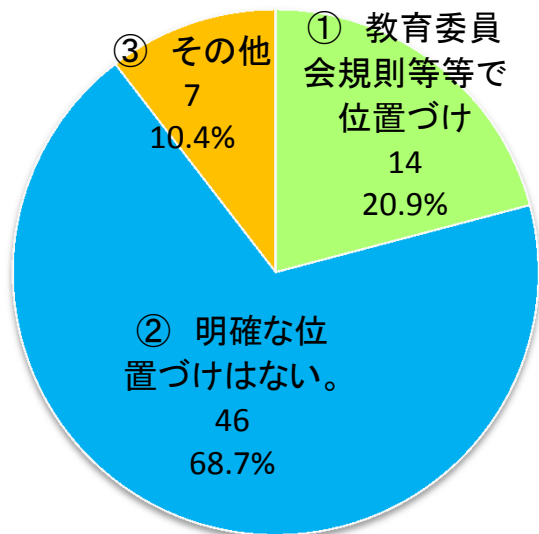
<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>

・ 国は、学校と地域の信頼関係を構築し、地域の力を生かした学校教育の充実や、学校全体の負担軽減、マネジメント力の向上を図るため、

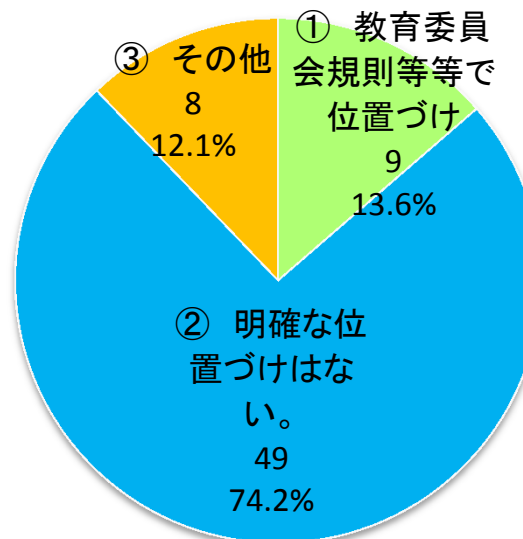
学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を法令上明確化し、校内体制の整備を図る。この際、社会教育主事有資格者の活用を図ることも検討する。(略)

地域との連携を担う教職員の教育委員会規則等での位置付け

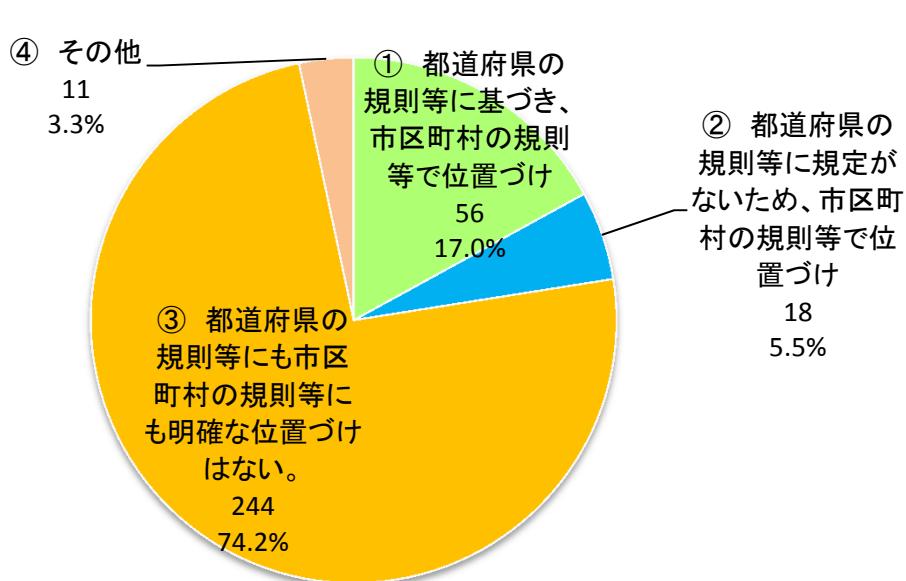
【都道府県市(小学校・中学校)(N=67)】



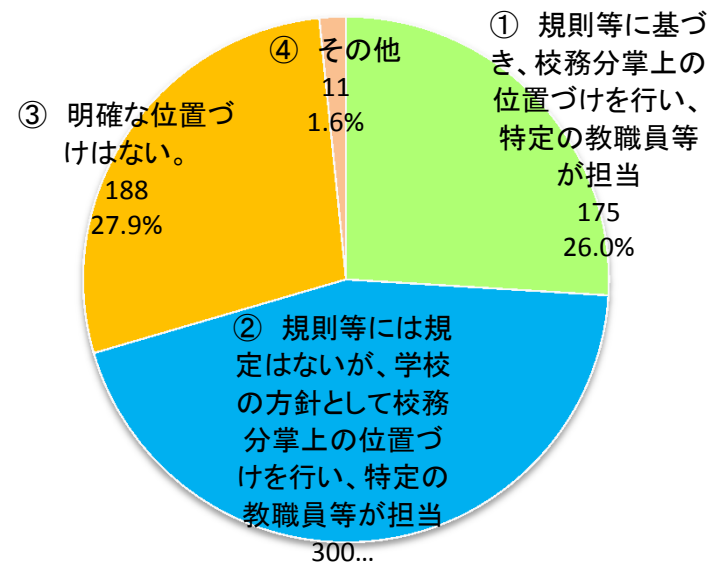
【都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66)】



【調査対象市区町村(N=329)】



【調査対象学校(N=674)】



地域との連携担当して教員を位置づけている事例

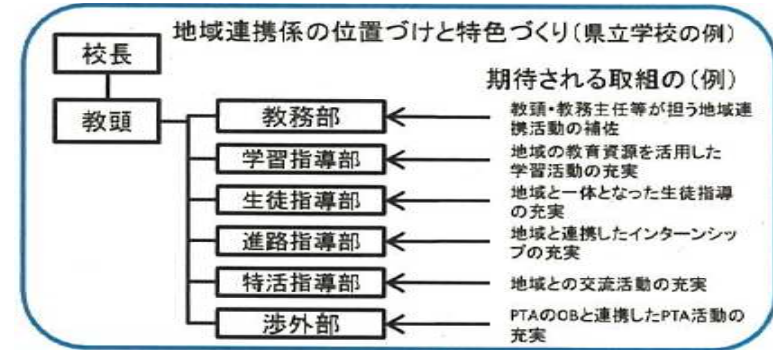
栃木県教育委員会

■地域の特性を生かした教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格者をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。校長が指名し、校務分掌に位置づけ。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】
⇒地域連携に関する計画表の作成、研修の実施等
- 地域と連携した取組の連絡調整や情報収集等に関すること【連絡調整】
⇒地域人材（学校支援ボランティア等）の受け入れに関する連絡調整等
- 地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】
⇒地域と連携した活動のプログラムの企画・運営支援等 など

<期待される取組例>

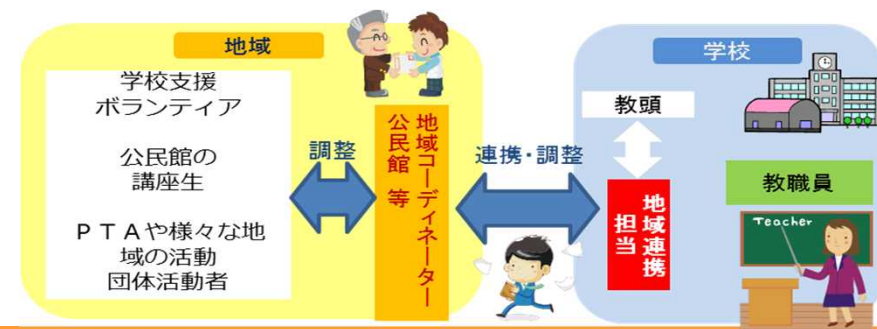


岡山県教育委員会

■成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」を位置づけ、学校の窓口を明確化。県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。

<地域連携担当教員の役割>

- 校内の地域連携情報の集約、
- 全体計画の作成・提示、校内研修計画の作成・実施、
- 地域（地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等）との情報交換 など



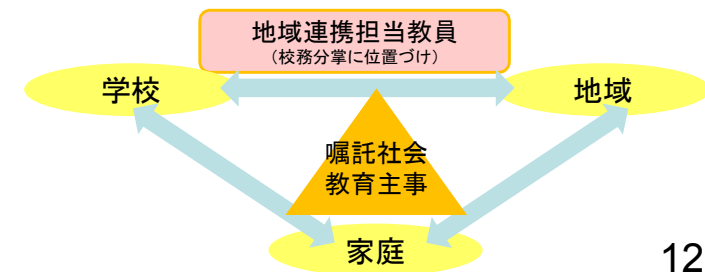
仙台市教育委員会

■地域住民、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、学校と地域をつなぐ窓口となる地域連携担当教員を市内全小・中・中等教育学校に配置。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と学校の情報共有
- 地域活動への参加
- ゲストティーチャーや地域学習の実施 など

※市教委から委嘱された嘱託社会教育主事が、学校において地域連携担当教員をサポートし、教育活動の充実や地域の活性化を推進。



地域との連携担当として事務職員を位置づけている事例

鳥取県南部町教育委員会

- 平成18年以降、コミュニティ・スクールを導入し、平成23年は、地域とともにある学校づくり推進体制が整ったことを機に、文部科学省委託事業を取り入れ、事務職員を配置し、コミュニティ・スクールの取組を推進。

<事務職員の役割>

- 教員の業務の整理
- コミュニティ・スクールの積極的な運用と学校・地域の連携促進
 - ・コミュニティ・スクール関連業務にかかる連絡調整業務のとりまとめ
 - ・学習支援ボランティアや生徒ボランティアのコーディネート
 - ・情報発信（学校だより発行、HPによる公開）
- 学校体制の見直し など

<取組による主な成果>

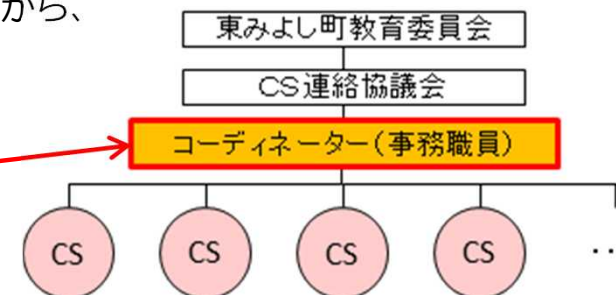
- 校間や地域との連携が円滑化
- 教員の授業準備時間の増加
- 予算確保や予算執行の円滑化
- 定期的な情報発信

徳島県東みよし町教育委員会

- クラス担任や担当教科を持つ教職員よりも、学校全体を見渡して物事に取り組みやすいという観点から、学校事務職員がコミュニティ・スクール運営における中心的役割を担当。

<事務職員の役割>

- コミュニティ・スクールに関する研修会の企画・開催
- コミュニティ・スクール連絡協議会の運営（熟議の企画・開催等）
- 地域と学校の関係性に関する調査の企画・調整 など

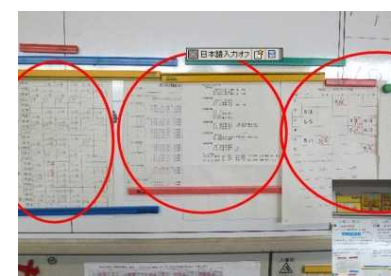


滋賀県長浜市湯田小学校

- 学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進める取組を推進。

<事務職員の役割>

- 学校と地域をつなぐコーディネーター
 - ・学校運営協議会の連絡・調整、学校支援推進部の組織づくりと活動支援
 - ・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築
- 学校情報の適切な提供（自治会掲示板の活用、協議会だより等の発行） など



ボランティアのシフト表



学校情報の速やかな提供
(ブログの発信)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の役割



学校運営協議会の主な役割

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。
 - ・校長と共に、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画すること、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させるために行うもの。

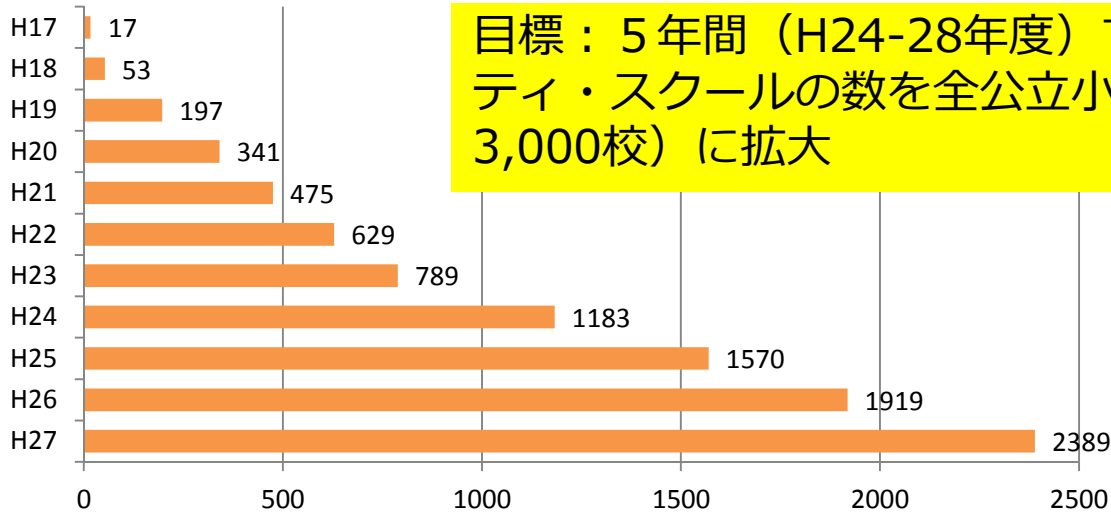
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。
 - ・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「学校予算を増やして欲しい」など

- 教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。
 - ・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」など

コミュニティ・スクールの現状

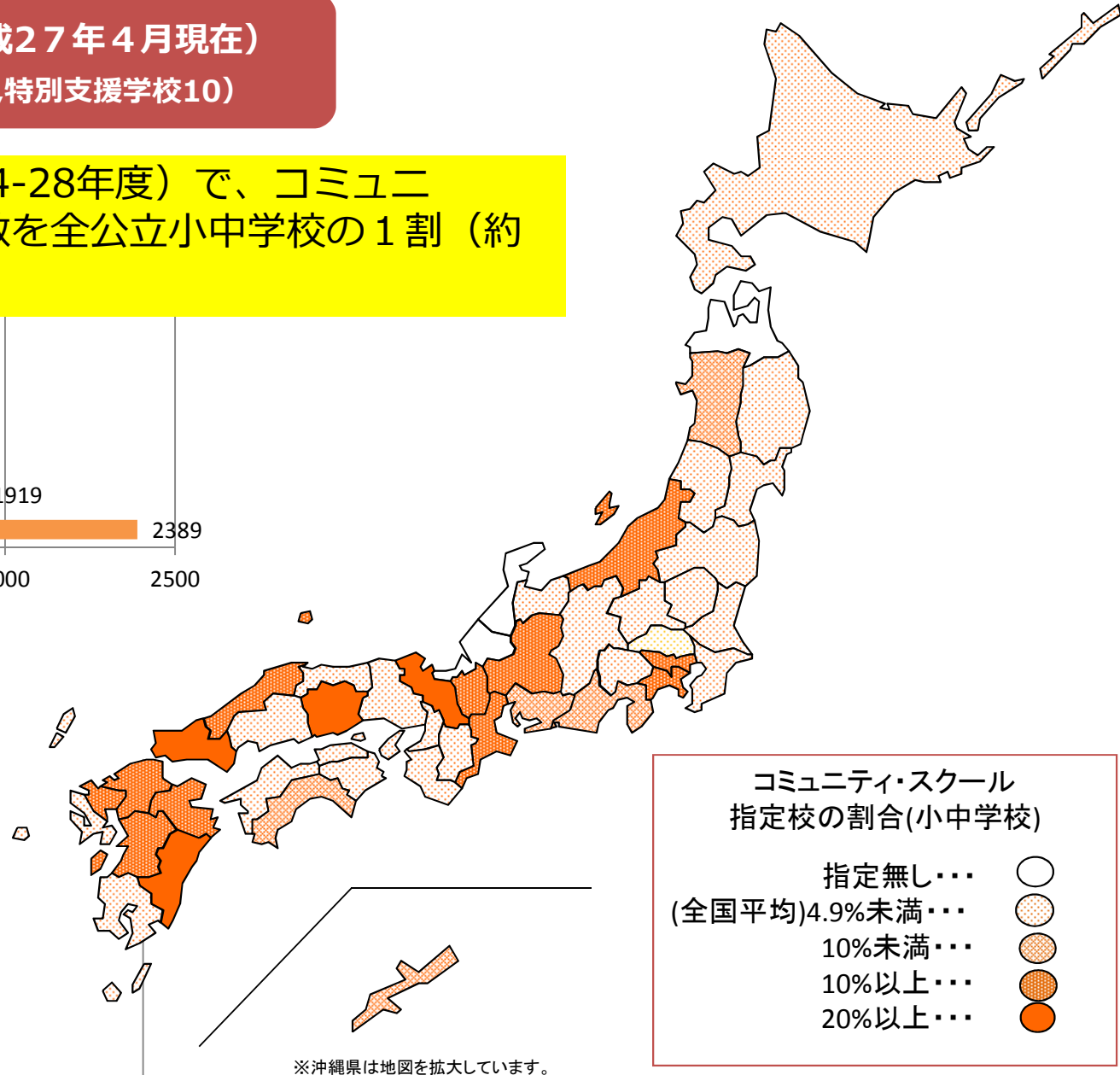
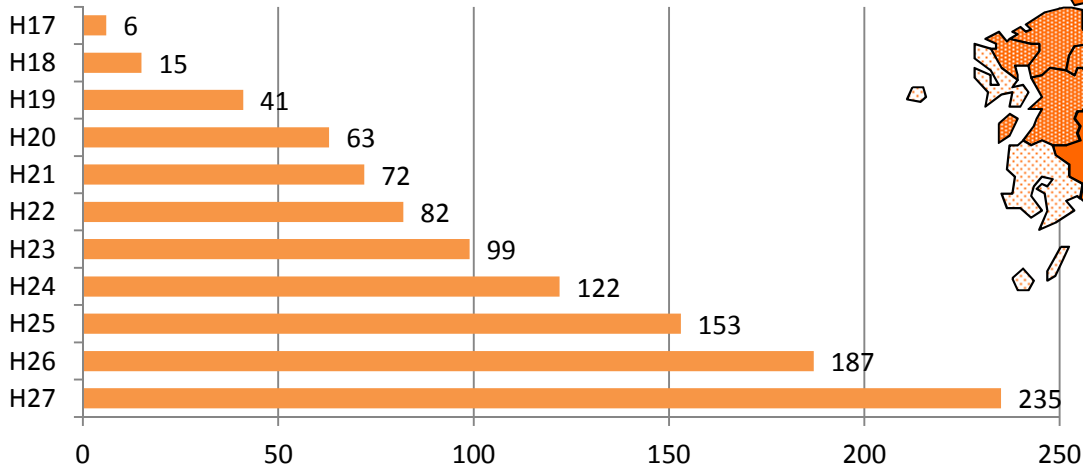
44都道府県内 2,389校 (平成27年4月現在)

(幼稚園95,小学校1564,中学校707,高等学校13,特別支援学校10)



目標：5年間（H24-28年度）で、コミュニティ・スクールの数を全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大

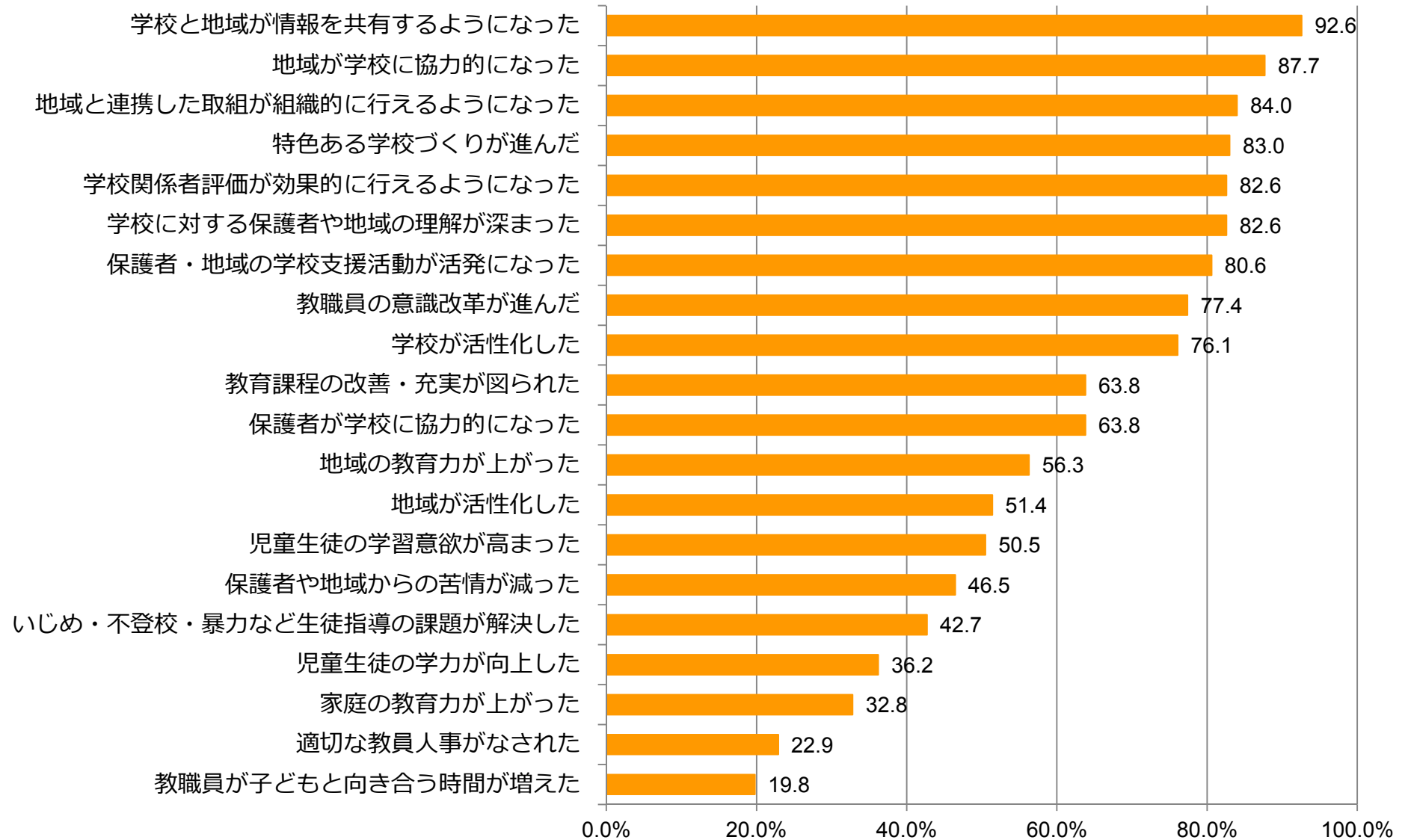
コミュニティ・スクールの学校設置者数：
5道県235市区町村



※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクールの成果認識（指定校）

地域連携に関する成果認識が高く、特色ある学校づくり、教職員の意識改革など学校運営に関する成果認識と続く。



※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。

補助率:国 1/3

※1

学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立

学校運営協議会

- ・学校運営の基本方針の承認（必須）
- ・学校運営に関する意見（任意）
- ・教職員の任用に関する意見（任意）のほか、
- ・**学校支援活動等の総合的な企画・調整、学校関係者評価の基本方針の検討など、学校運営に関する全体的な協議を行う場に**

学校支援地域本部等

学校と地域、学校と放課後のつなぎ役

地域コーディネーター

地域コーディネーター等が主体となり、PTAや地域人材の参画を得て、各々の組織・場で取組を実践

学校の支援活動
(学習・部活動等支援、環境整備等)

放課後の支援活動
(放課後子供教室)

家庭教育支援 等

土曜授業・学習支援 等

学校関係者評価

学校関係者評価の実施



導入の促進

- ・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- ・390市区町村

※別途、教員・事務職員加配措置あり

取組の充実

- ・コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり（CSディレクター配置を含む）
※2
- ・150市区町村

研修の充実

- ・学校運営協議会委員の研修等への支援
- ・都道府県・政令市・中核市：112箇所

※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

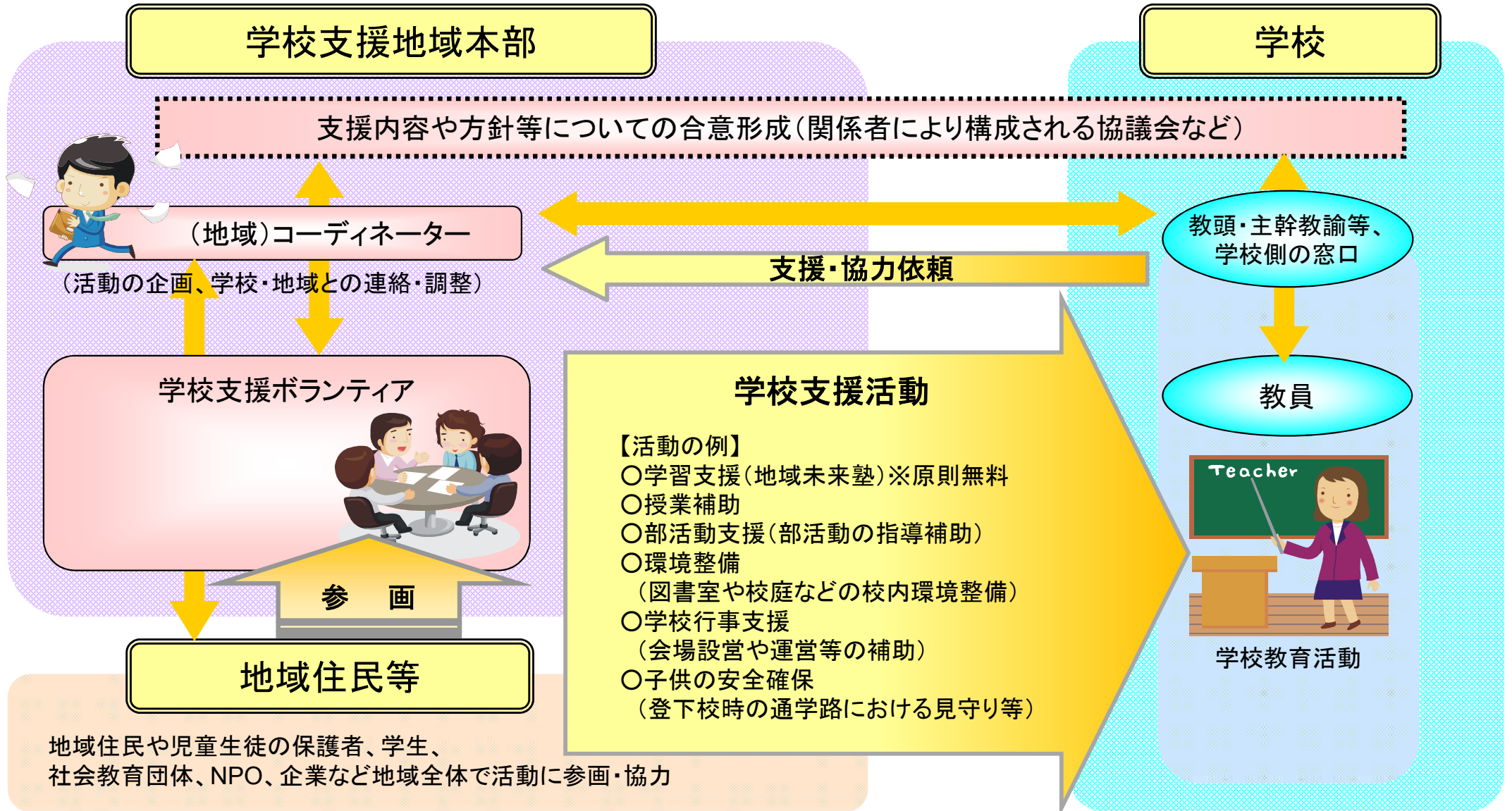
※2 CSディレクター:コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。

※ 小中一貫型小・中学校においても、本事業への申請が可能。

学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

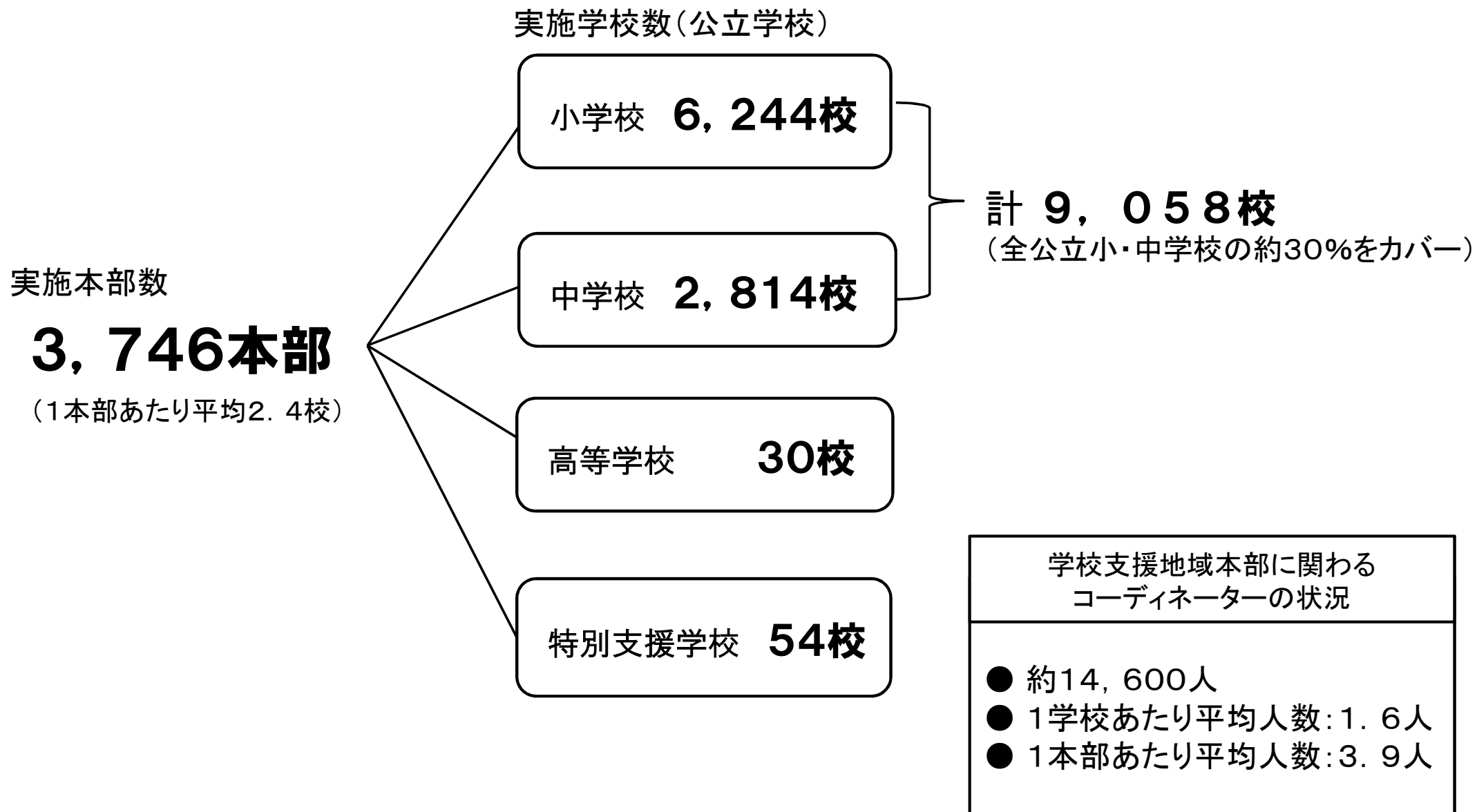
<H26年度実施状況>3,746本部(小学校6,244校 中学校2,814校(全公立小・中学校の30%))



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

平成26年度「学校支援地域本部」の実施状況

(文部科学省調査)

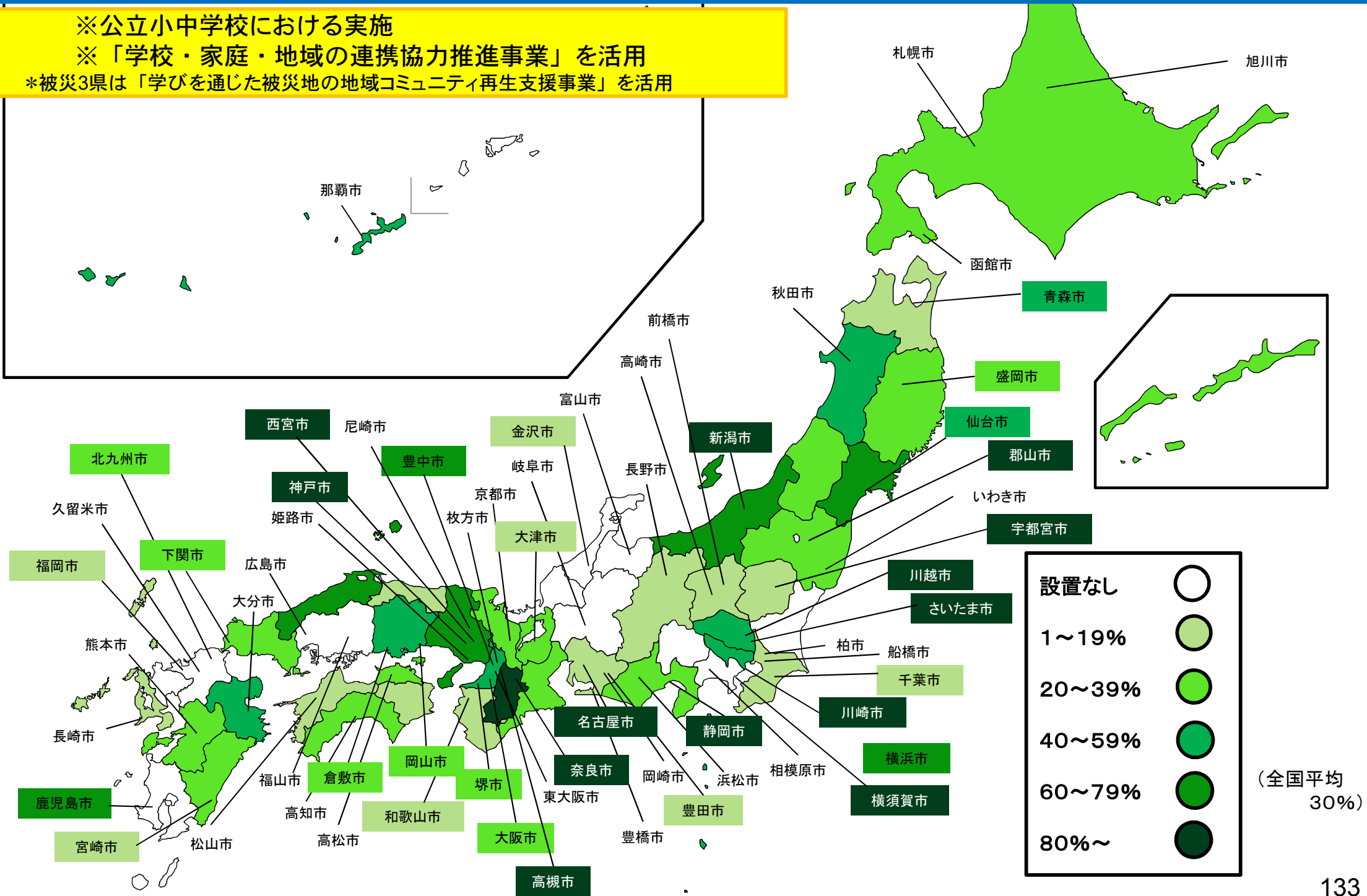


平成26年度『学校支援地域本部』の実施状況

※公立小中学校における実施

※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用

*被災3県は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用



学校・家庭・地域の連携協力推進事業

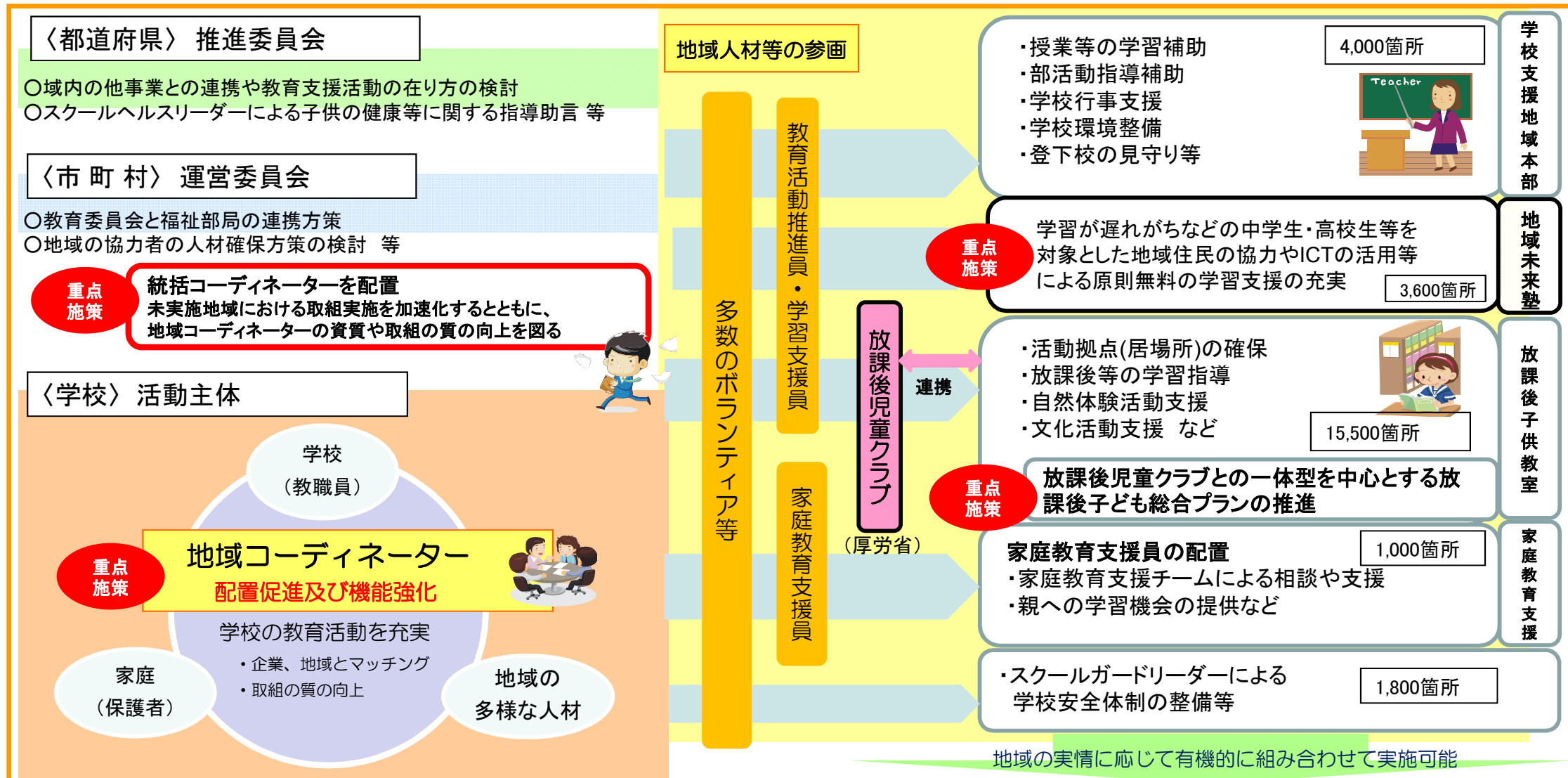
(平成27年度予算額 5,079百万円) 【補助率】
平成28年度要求・要望額 7,027百万円

| | |
|------|-----|
| 国 | 1/3 |
| 都道府県 | 1/3 |
| 市町村 | 1/3 |

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、学校と地域を繋ぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習

支援（地域未来塾）を充実させる。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



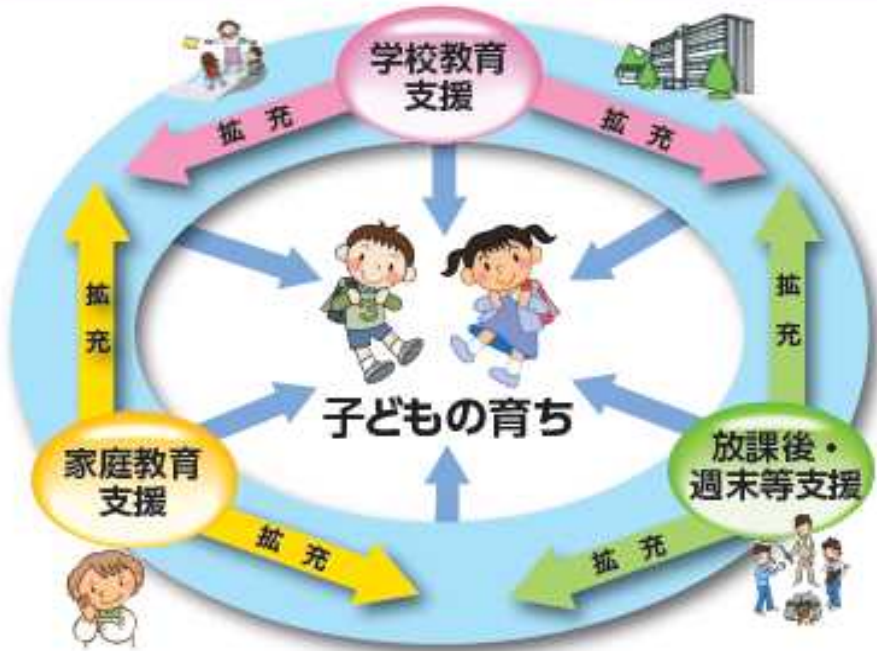
学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

学校の教育活動と放課後の支援活動の連携事例

○平成20年度から「学校支援地域本部」事業を実施。平成23年度からは「おかやま子ども応援事業」のメニューとして実施。

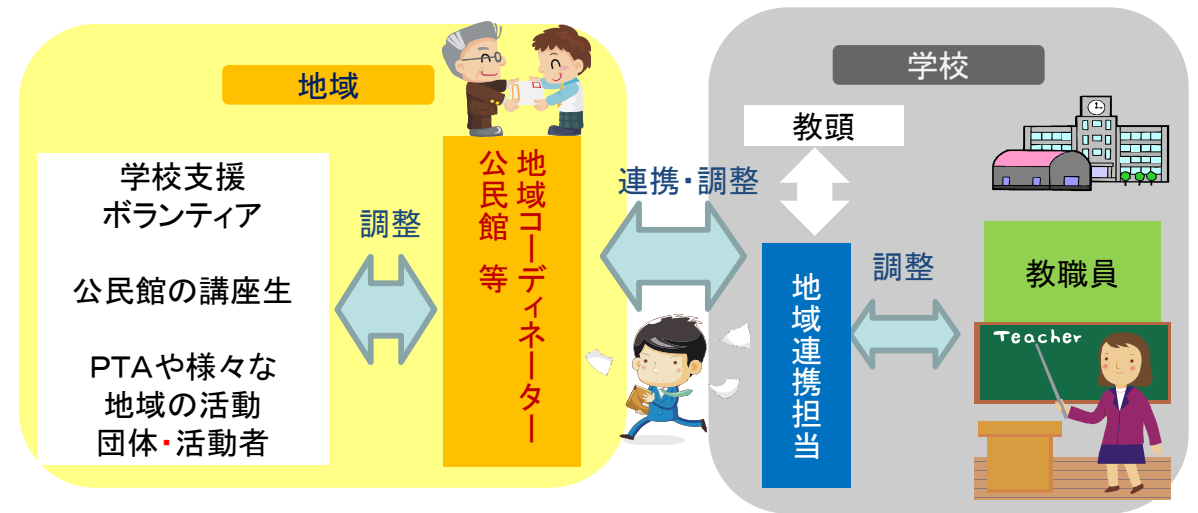
○「おかやま子ども応援事業」とは、地域住民の参画による「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」、「家庭教育支援」の活動を有機的に組み合わせた取組を推進し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子供を健やかにはぐくむとともに、学校力・地域力の向上を図る事業。

教育支援活動拡充のイメージ図



○学校と地域が連携していくためには、学校の組織的な体制整備が必要！

○平成24年度から学校に「地域連携担当」が位置づけられ、窓口が明確化



～取組事例～

【美咲町立旭小学校 学校支援地域の取組】

【学校教育支援】から【放課後・週末等支援】へ

★学校教育支援から放課後・週末等の取組を増やすことで、地域における子供への一貫した支援を充実することが可能に

★平成25年度からは保護者のニーズ等を踏まえ、小学校区を対象に町民センターを活用して「寺子屋あさひ」(放課後子供教室)を新規開設